

第3次安城市市民協働推進計画

<第1章～第3章+計画の施策体系>

(案)

令和6年度(2024年度)～令和13年度(2031年度)

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画の基本事項	1
2 用語の説明	4
第2章 市民協働のまちづくりの現状と課題	5
1 市民の視点からみた市民協働のまちづくり	5
2 町内会の視点からみた市民協働のまちづくり	14
3 市民活動団体の視点からみた市民協働のまちづくり	21
4 第2次推進計画の主な達成状況と主要課題	34
第3章 安城市がめざす市民協働の姿	37
1 基本目標と第3次推進計画策定のポイント	37
2 基本方針	39
第4章 市民協働推進のための施策	41
1 第3次推進計画 施策体系	42
2 基本施策	44
基本方針1 地域活動・市民活動に関する理解促進	44
基本方針2 協働の担い手づくり	46
基本方針3 活動場所の整備と団体に対する支援の充実	49
基本方針4 資金的・組織的な支援の充実	52
基本方針5 マルチパートナーシップの促進	54
第5章 計画の推進に向けて	
1 計画の周知	
2 協働事業の進行管理	
3 計画推進の連携体制	
参考資料	

第1章 計画の概要



1 計画の基本事項

(1) 計画策定の趣旨と背景

本市では、平成24年(2012年)10月に「安城市市民協働推進条例」を施行しました。この条例の理念に則り、市民、地域団体、市民活動団体、事業者及び市による市民協働のまちづくりを計画的に進めていくため、施策や事業の実施時期、推進体制を具体的に定めた「第1次安城市市民協働推進計画」(以下「第1次推進計画」という。)を平成25年(2013年)3月に策定しました。

第1次推進計画(計画期間:2013～2017年度)では、市民活動に対する財政的支援に向けた制度の創設、市民協働を理解し推進できる人材の育成など、市民協働のまちづくりを推進する上でのスタートアップのための事業に重点的に取り組みました。

続いて策定した第2次推進計画(計画期間:2018～2023年度)では、もう一歩前進させていく意図を持ち、市民活動補助事業のバージョンアップや新規性のある事業の実施など、ステップアップのための事業に重点的に取り組んできました。しかし、第2次推進計画で取り上げた施策・事業の中には着実に成果を上げたものもありますが、この6か年では道半ばで十分な成果を得られなかった取り組みもありました。

本計画は、こうした現状と令和6年4月から始まった「第9次安城市総合計画」を踏まえ計画内容を見直し、「第3次安城市市民協働推進計画」として策定したものです。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、「安城市市民協働推進条例」第8条及び第9条の規定に基づき策定しています。

なお、本計画は、「安城市自治基本条例」、「安城市市民参加条例」の理念に則り、また「第9次安城市総合計画」の個別計画として、本市の市民協働の推進を総合的・横断的に図る計画となります。

安城市自治基本条例 平成22年(2010年)4月施行

市民が主役の自治の実現を図るために、市民参加と協働によるまちづくりを進めていくことを定めています。

安城市市民参加条例 平成23年(2011年)4月施行

積極的な行政情報の提供により、市民参加の機会を広げ、市民が主体的に行政に関与できるまちづくりを目指し、市政への市民参加の具体的手続きを定めています。

安城市市民協働推進条例 平成24年(2012年)10月施行

市民協働の基本理念や担い手の役割など、市民協働の推進に関する基本的な事項を定めています。

第9次安城市総合計画

■ 期間 ——— 令和6年度(2024年度)～令和13年度(2031年度)

■ 特徴 —————
(未定)

■ 基本理念 —————

■ 目指す都市像 —————

安城市市民協働推進条例

(市の役割)

第8条 市は、市民協働の推進のための環境整備に取り組み、総合的に施策を策定し、及び実施するものとする。

(市の基本施策)

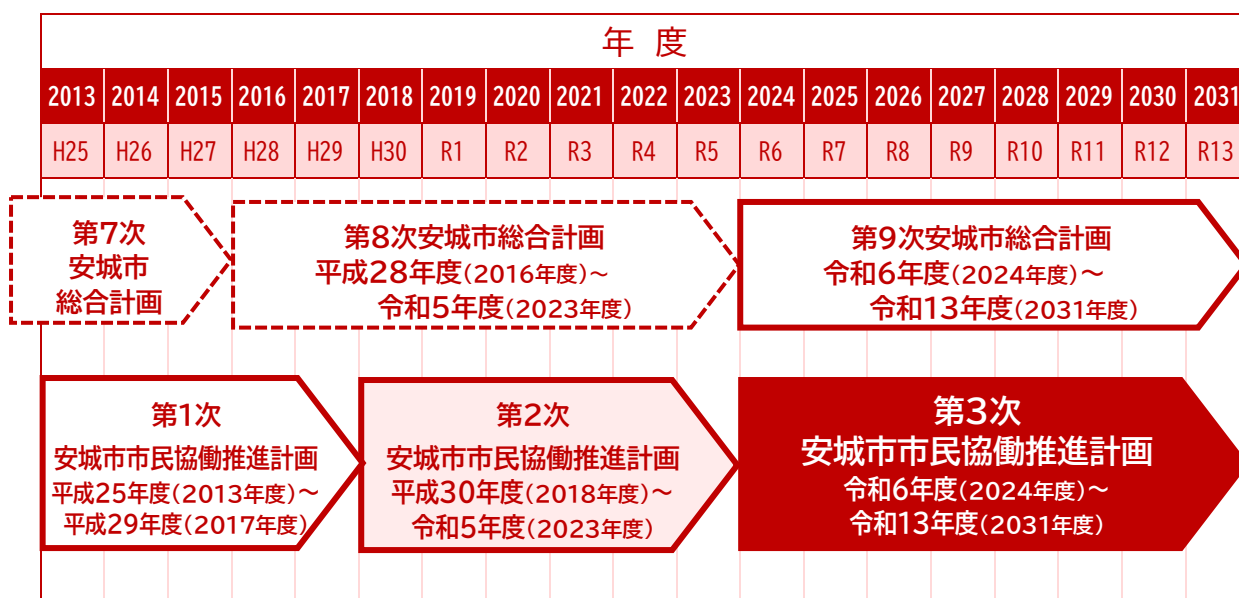
第9条 市は、前条の規定に基づき、次に掲げる施策を策定し、及び実施するものとする。

- (1)人材の育成に関すること。
- (2)活動場所の充実に関すること。
- (3)財政的支援に関すること。
- (4)情報の収集及び提供に関すること。
- (5)前各号に定めるもののほか、市民協働を推進するために必要なこと。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度(2024年度)から令和13年度(2031年度)までの8年間とします。

また、計画期間中であっても、今後の社会経済情勢の変化や、国、県及び市における市民協働の進捗状況を考慮し、施策などの見直しを検討していくものとしします。



(4) 計画の基本構成

本計画は、第2次推進計画に準拠し、「基本方針」、「基本施策」、「推進事業」の3階層で構成するスタイルを継承するものとしします。ただし、社会経済環境や時代、市民のニーズ等の変化に柔軟に対応しながら事業展開を図っていくため、「推進事業」の部分については、毎年進捗状況を評価して見直しを行う「アクションプラン」として位置づけ、別冊で取りまとめるものとしします。

2 用語の説明

本計画に使用する重要な用語について、条例では次のとおり定義されています。

【市民協働】

市民、地域団体、市民活動団体、事業者及び市が地域の課題を解決するために、それぞれの特性を生かして補完し合い、協力することをいう。

【市民活動】

営利を目的とせず、自主的に行う公益的な活動であって、次のいずれにも該当しないものをいう。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの

ウ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの

【市民】

市内に住む者、市内で働く者又は学ぶ者及び市内で事業又は活動を行う者(法人その他の団体を含む。)をいう。

【地域団体】

町内会等地域で生活することを縁とした団体をいう。
(例:町内会、PTA、老人クラブ、子ども会など)

【市民活動団体】

市民活動を行うことを主たる目的とする団体をいう。
(例:市民活動センター登録団体など)

【事業者】

営利を目的とする事業を営む個人又は法人をいう。



第2章 市民協働のまちづくりの現状と課題

1 市民の視点からみた市民協働のまちづくり

市民意向を反映した計画づくりに向けて、令和4年(2022年)9月に実施した「市民協働に関する市民アンケート」の結果から、市民の視点からみた市民協働のまちづくりの現状と課題を以下の6点に整理しました。

【市民協働に関する市民アンケート調査の概要】

- 調査対象:安城市在住の16歳以上の市民2,000人(無作為抽出)
- 調査方法:郵送による配布 郵送またはWebによる回収(どちらかを選択)
- 調査時期:令和4年(2022年)9月
- 回収状況:有効回収数 933票 有効回収率 46.4%

市民の視点からみた市民協働のまちづくりの現状と課題

- ①町内会活動の担い手確保と、業務負担の軽減及び町内会の必要性や加入する意義の周知が必要(図 2-1-1~4)。
- ②ボランティア・市民活動に現在参加している市民は 12.9%にとどまっているが、潜在的なボランティア・市民活動参加需要者層は3割以上あり、それらを顕在化させることが課題(図 2-1-5~6)。
- ③町内会とボランティア・市民活動団体との協働が望ましいと回答した市民は6割以上(図 2-1-7)。
- ④自治基本条例や市民参加条例等の認知度は低水準にとどまっており、認知度の向上が課題(図 2-1-8~9)。
- ⑤市と市民が協働して行う活動の機会を増やしていくことが課題(図 2-1-10)
- ⑥市の施策・取組みとして市政情報のわかりやすい提供やまちづくりの活動の参加機会の提供などが必要(図 2-1-11)。

① 町内会活動の担い手確保と、業務負担の軽減及び町内会の必要性や加入する意義の周知が必要。

町内会に「加入している」は約8割(83.7%)で、前回(平成28年度調査)から大きな変化はありませんが、「加入していない」との回答は毎年増加傾向にあります(図 2-1-1)。町内会に加入しない理由としては、「役員や当番をこなすのが時間的に困難だから」(22.6%)「加入する意義が感じられないから」(21.8%)が高くなっており、町内会業務の負担軽減及び町内会に加入する意義の周知をしていく必要があります(図 2-1-2)。

図 2-1-1 「町内会への加入」(平成 23 年・28 年調査との比較)

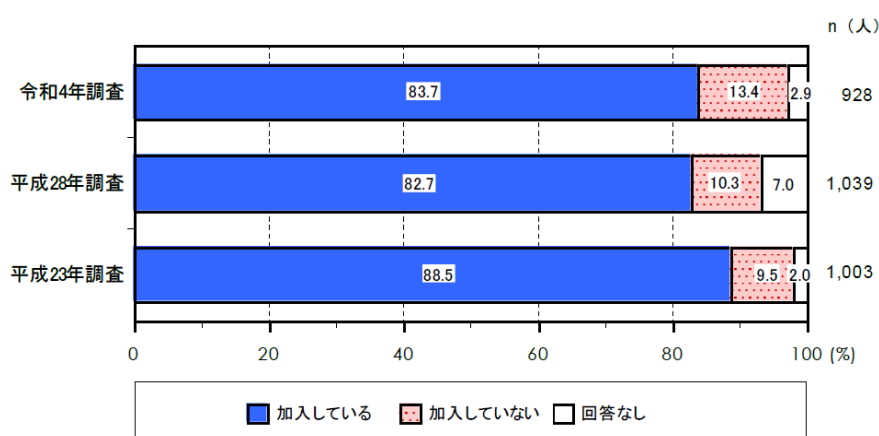
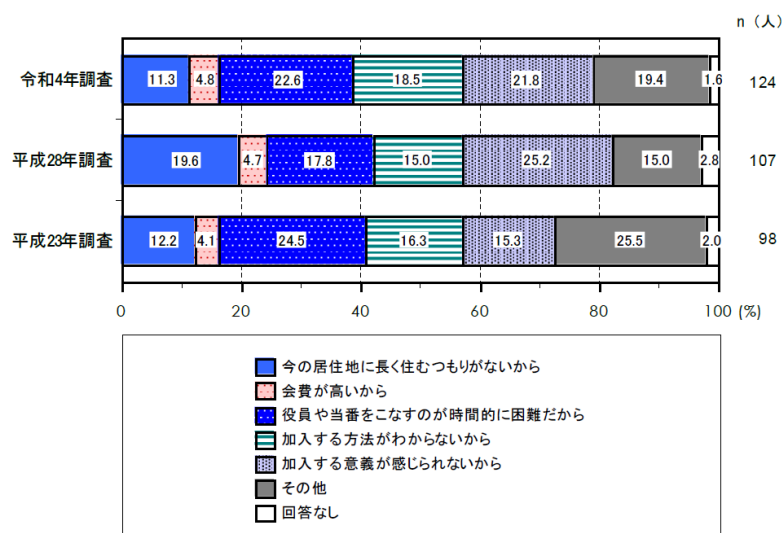
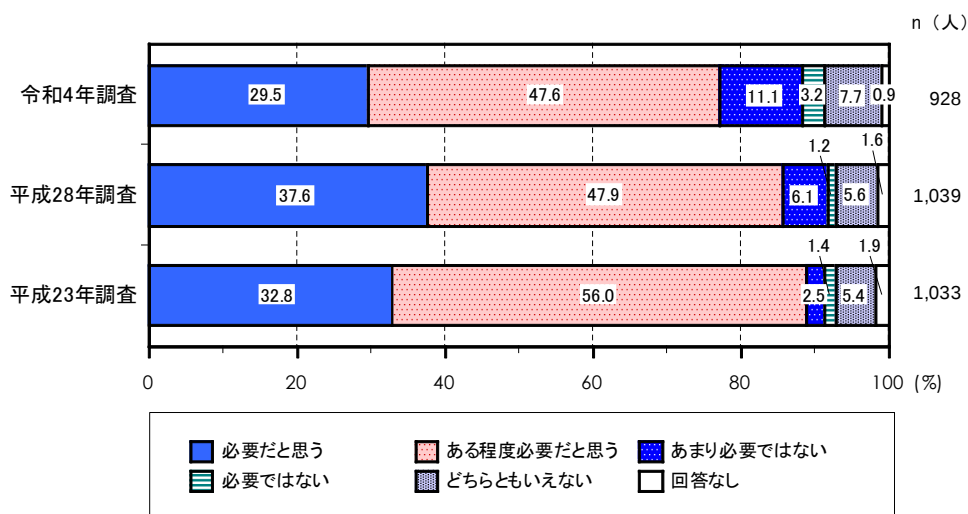


図 2-1-2 「町内会に加入していない理由」平成 23 年・28 年調査との比較)



市民の 77.1%が町内会の必要性を感じていますが、その割合は前回調査(平成 28 年調査:85.5%)よりも 8.4 ポイント低下しています(図 2-1-3)。

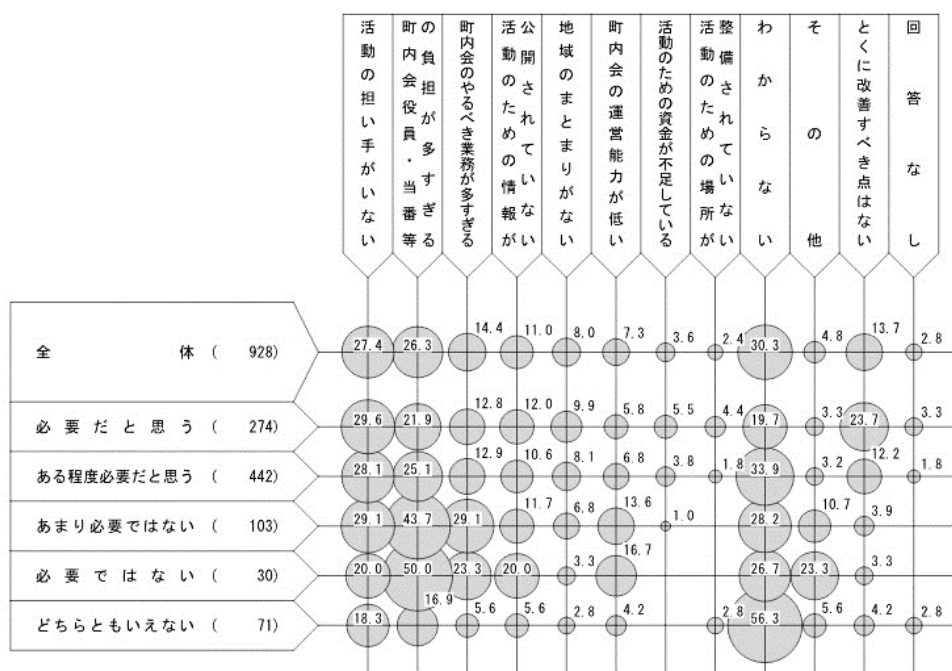
図 2-1-3 「町内会活動の必要性」(平成 23 年・28 年調査との比較)



改善すべき点としては、「活動の担い手がない」(27.4%)と「町内会役員・当番等の負担が多すぎる」(26.3%)が上位を占めています。

また、町内会は「あまり必要ではない」「必要ではない」と回答した人では、「町内会役員・当番等の負担が多すぎる」「町内会のやるべき業務が多すぎる」の割合が相対的に高くなっています。「どちらともいえない」と回答した人は、改善すべき点が「わからない」の割合が多く、その他の項目の割合が少ないことから、町内会の活動がそもそもわからない、町内会との接点が希薄な可能性も考えられます(図 2-1-4)。

図 2-1-4 町内会活動の必要性別「改善すべき点」 — 複数回答 —

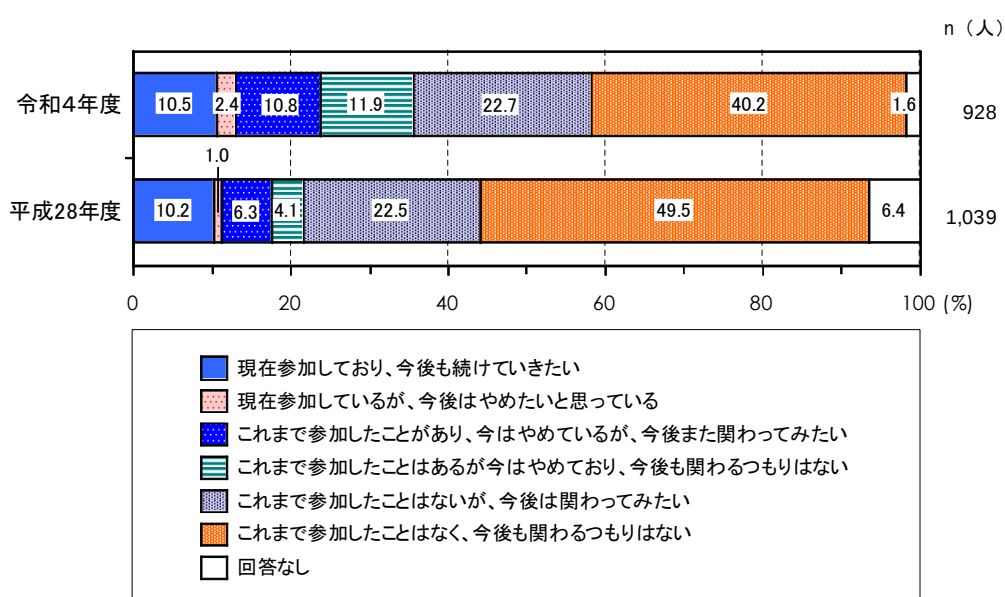


② ボランティア・市民活動に現在参加している市民は12.9%にとどまっているが、潜在的なボランティア・市民活動参加需要層は3割以上あり、それらを顕在化させることが課題。

ボランティア・市民活動に『これまで参加したことがない』は 62.9%を占めています。これに対して、『現在参加している』は 12.9%とあまり多くありません。

しかしながら、「今後も続けていきたい」または「今後関わってみたい」と回答した人は 44.0%を占めています。潜在的にボランティア・市民活動に関与したいと考えている人は3割以上(44.0%－10.5%＝33.5%)となっています(図 2-1-5)。

図 2-1-5 「ボランティア・市民活動への関わり」(平成 28 年調査との比較)

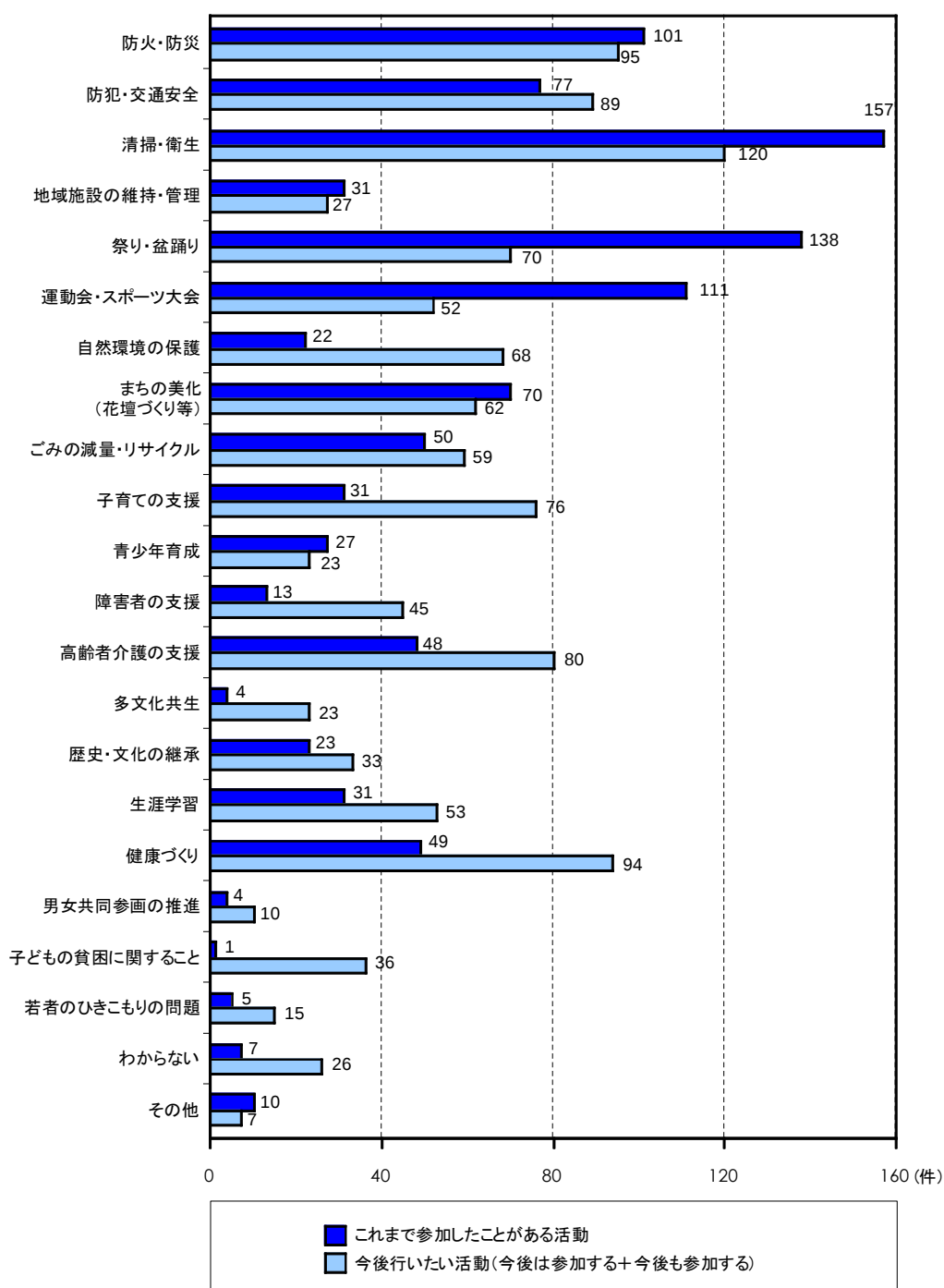


『これまで参加したことがない』		
「これまで参加したことはなく、今後も関わるつもりはない(40.2%)」	計	
「これまで参加したことはないが、今後は関わってみたい(22.7%)」		62.9%
『現在参加している』		
「現在参加しており、今後も続けていきたい(10.5%)」	計	
「現在参加しているが、今後はやめたいと思っている(2.4%)」		12.9%
『今後も続けていきたい(今後関わってみたい)』		
「現在参加しており、今後も続けていきたい(10.5%)」		
「これまで参加したことがあり、今はやめているが、今後また関わってみたい(10.8%)」	計	
「これまで参加したことはないが、今後は関わってみたい(22.7%)」		44.0%

「清掃・衛生」や、「防火・防災」、「健康づくり」、「防犯・交通安全」、「高齢者介護の支援（見守り・サロン活動支援等）」、「子育て支援」などに対するボランティア・市民活動の潜在的な参加需要が高くなっています（図 2-1-6）。

こうした潜在的なボランティア・市民活動参加需要者を顕在化していくことが求められます。

図 2-1-6 「これまでに参加したことがある活動」と「今後行いたい活動」の比較



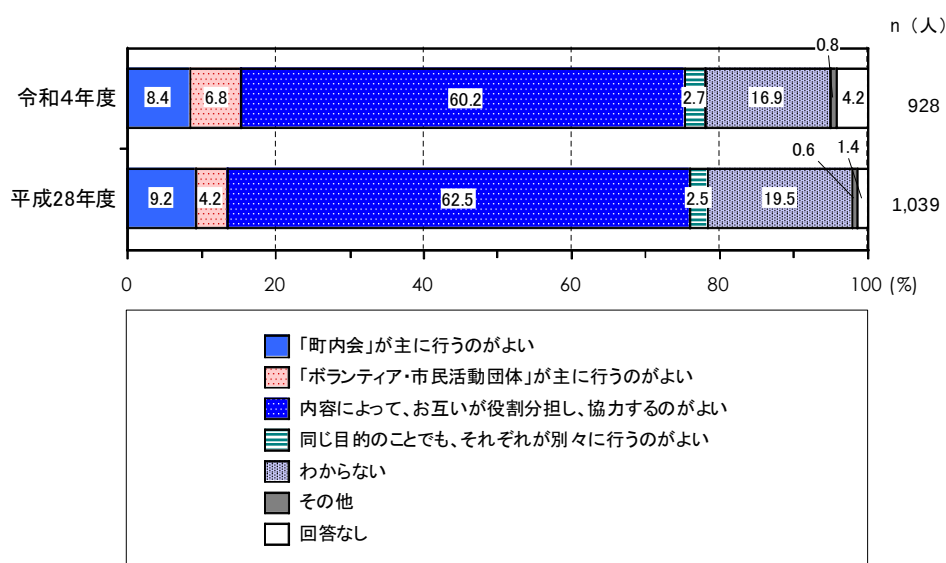
③町内会とボランティア・市民活動団体との協働が望ましいと回答した市民は6割以上。

町内会とボランティア・市民活動団体との望ましい役割分担のあり方としては、「内容によって、お互いが役割分担し、協力するのがよい」が約6割(60.2%)を占めています(図 2-1-7)。

多くの市民が協力関係をもって役割分担していく協働を望んでいます。

図 2-1-7 「町内会とボランティア・市民活動団体との役割分担」

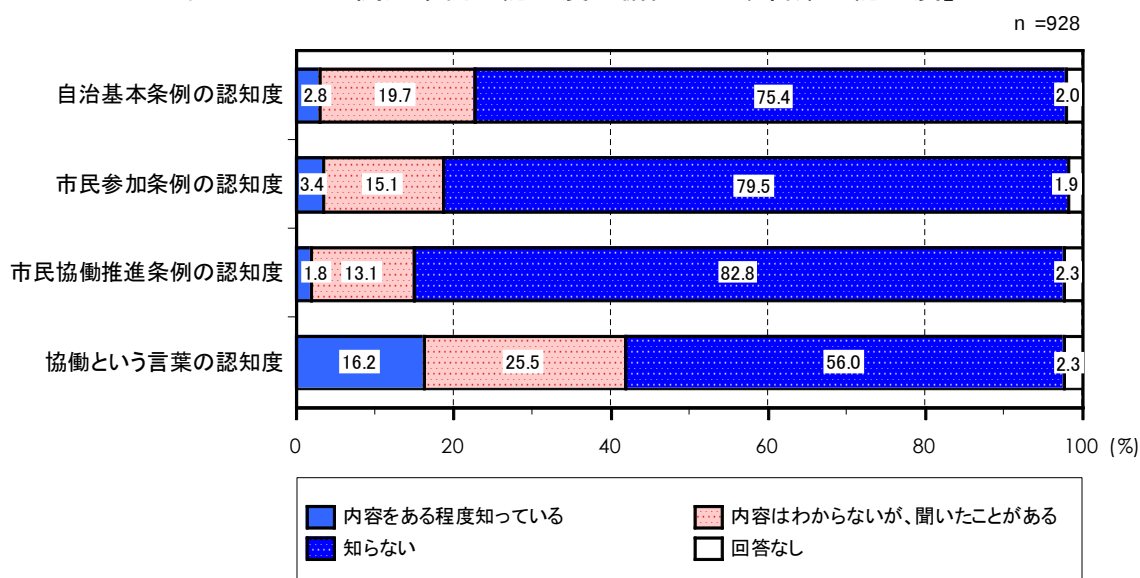
(平成 28 年調査との比較)



④自治基本条例や市民参加条例等の認知度は低水準にとどまっており、認知度の向上が課題。

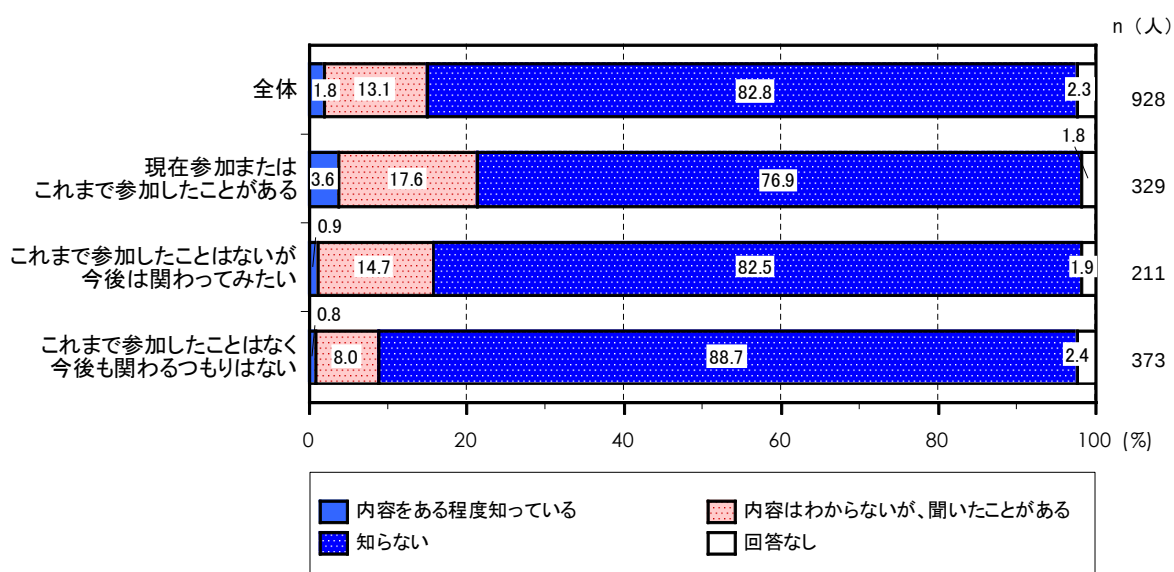
自治基本条例、市民参加条例、市民協働推進条例の認知度は、それぞれ 22.5%、18.5%、14.9%と低い水準にとどまっています(図 2-1-8)。

図 2-1-8 「関連条例の認知度・協働という言葉の認知度」



これらの条例の認知度、協働という言葉の認知度ともに、ボランティアや市民活動の参加経験がある市民ほど高くなっていることから、認知度を高めていくためには、ボランティアや市民活動の参加機会を多様に設けていくことが重要であると考えられます(図 2-1-9)。

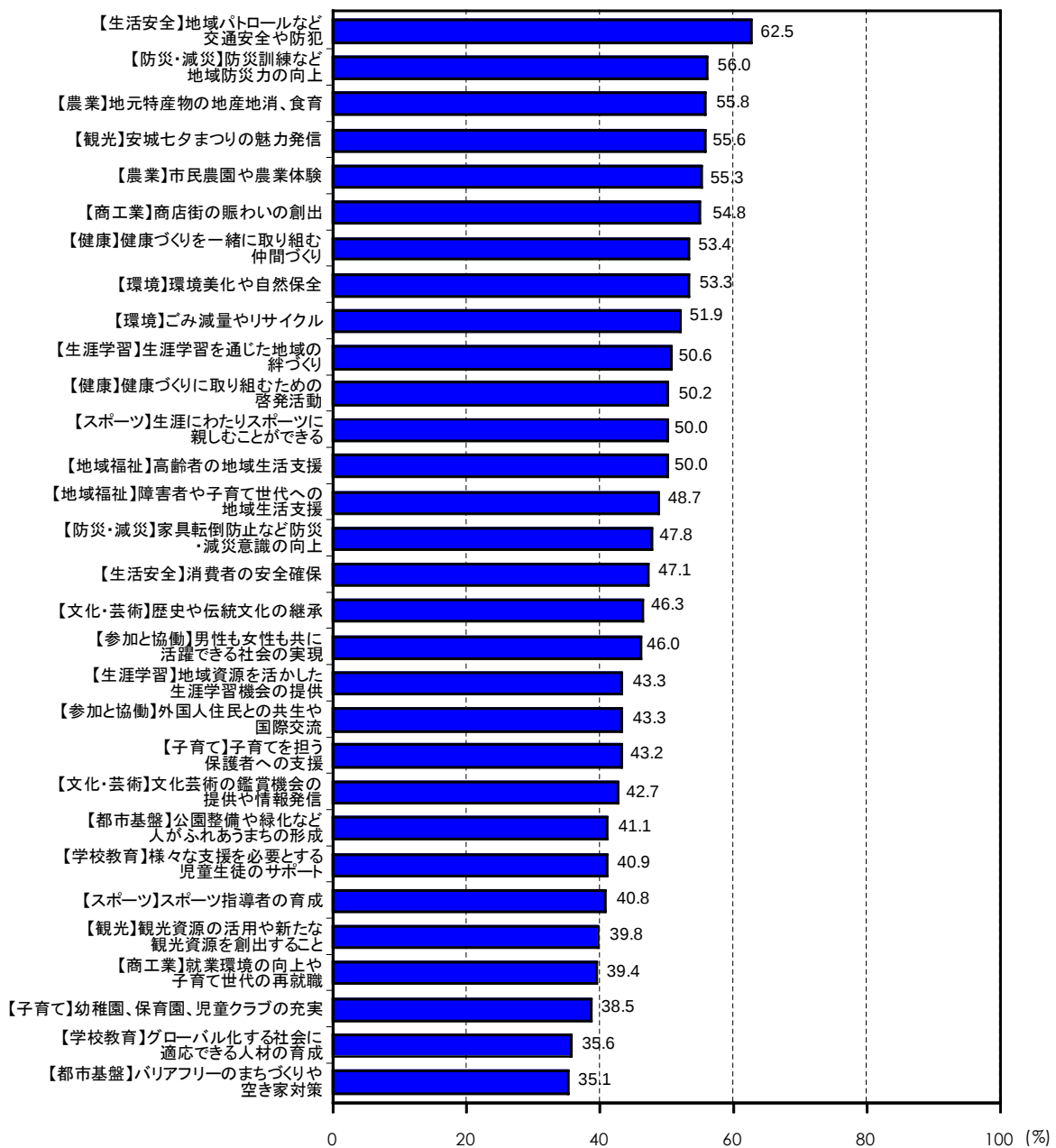
図 2-1-9 ボランティア・市民活動の参加経験・意向別「市民協働推進条例の認知度」



⑤市と市民が協働して行う活動の機会を増やしていくことが課題。

「【生活安全】地域パトロールなど交通安全や防犯」(62.5%)や「【防災・減災】防災訓練など地域防災力の向上」(56.0%)、「【農業】地元特産物の地産地消、食育」(55.8%)、「【観光】安城七夕まつりの魅力発信」(55.6%)、「【農業】市民農園や農業体験」(55.3%)、生活安全や防災・減災、農業、観光など、幅広い分野にわたって、安城市と市民が協働して行うべきと回答した割合が高い傾向にあります。(図 2-1-10)。

図 2-1-10 各活動分野別「安城市と市民が協働して行うべき」と回答した割合

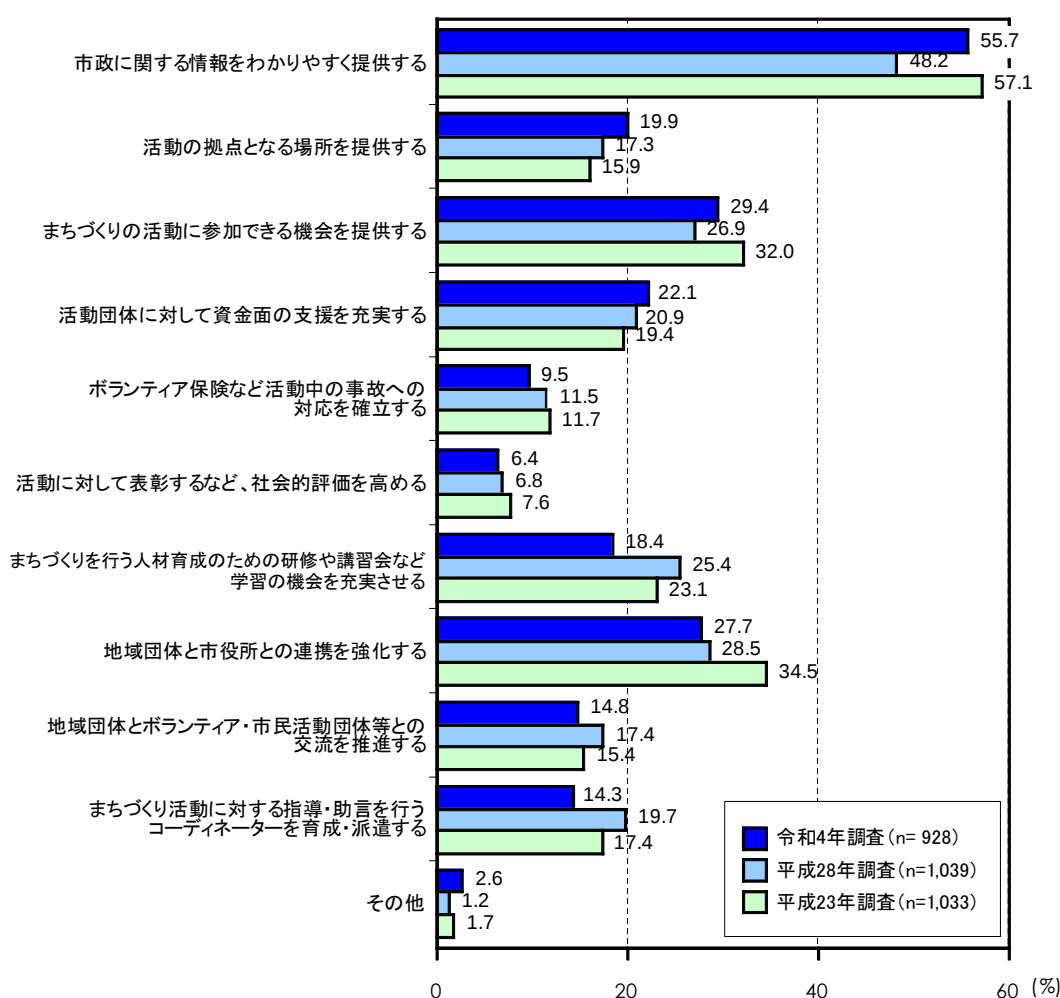


⑥市の施策・取組みとして市政情報のわかりやすい提供やまちづくりの活動の参加機会の提供などが必要。

「市政に関する情報をわかりやすく提供する」(55.7%)をはじめ、「まちづくりの活動に参加できる機会を提供する」(29.4%)や「地域団体と市役所との連携を強化する」(27.7%)、「活動団体に対して資金面の支援を充実する」(22.1%)、「まちづくりを行う人材育成のための研修や講習会など、学習の機会を充実させる」(18.4%)が、市民協働によるまちづくりを推進するために必要な施策・取組みとして望まれています(図 2-1-11)。

図 2-1-11 「市民協働によるまちづくり推進のために必要な施策」

(平成 23 年・28 年調査との比較)



2 町内会の視点からみた市民協働のまちづくり

市民意向を反映した計画づくりに向けて、令和4年(2022年)9月に実施した「市民協働に関する町内会アンケート」の結果から、町内会の視点からみた市民協働のまちづくりの現状と課題を以下の4点に整理しました。

【市民協働に関する町内会アンケート調査の概要】

- 調査対象:安城市内の全81町内会
- 調査方法:郵送による配布 郵送またはWebによる回収(どちらかを選択)
- 調査時期:令和4年(2022年)9月
- 回収状況:有効回収数 77票 有効回収率 95.1%

町内会の視点からみた市民協働のまちづくりの現状と課題

- ①新型コロナウイルス感染症拡大に伴って、人が集まるイベント等の町内会活動に大きな影響が生じ、地域のコミュニティ・連帯感の衰退や要支援者や生活困難者へのアプローチができないことなど、町内会活動と組織の持続的な運営が課題(図 2-2-1~2)。
- ②各町内会では様々な加入促進策を行っているが、以前にも増して町内会の加入率の向上が課題(図 2-2-3)。
- ③ほとんどの町内会が町内会活動を行う上での多様な課題を抱えており、中でも役員不足、役員の負担や高齢化など役員に関することが大きな課題(図 2-2-4)。
- ④他団体との協働は前回調査(平成 28 年調査)よりも浸透。とくに他の町内会との協働は進んでいるが、事業者などとの協働意向を示す町内会もあり、マルチな協働の促進が必要(図 2-2-5~7)。

①新型コロナウイルス感染症拡大に伴って、人が集まるイベント等の町内会活動に大きな影響が生じ、地域のコミュニティ・連帯感の衰退や要支援者や生活困難者へのアプローチができないことなど、町内会活動と組織の持続的な運営が課題。

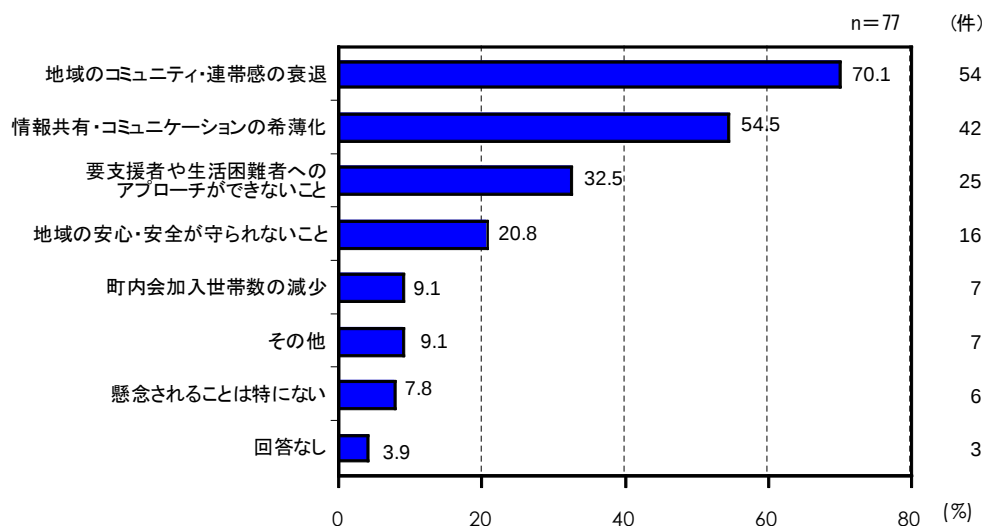
新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、人が集まる(密になる)イベントの開催自粛などにより、祭り・盆踊り、運動会・スポーツ大会、防火・防災、高齢者介護の支援などに大きな影響が生じています(図 2-2-1)。

図 2-2-1 「影響を受けた活動分野」 - 複数回答 -



新型コロナウイルス感染症拡大によって、約7割(70.1%)の町内会が「地域のコミュニティ・連帯感の衰退」を懸念しています。また、「情報共有・コミュニケーションの希薄化」(54.5%)、「要支援者や生活困難者へのアプローチができないこと」(32.5%)もかなりの割合の町内会が懸念しています(図 2-2-2)。

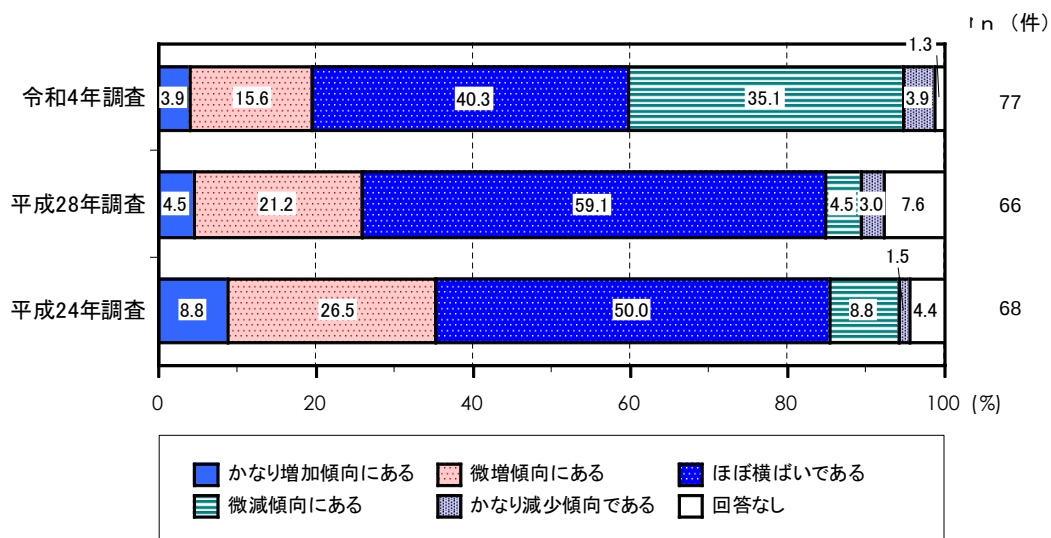
図 2-2-2 「感染拡大の影響で懸念されること」 - 複数回答 -



②各町内会では様々な加入促進策を行っているが、以前にも増して町内会の加入率の向上が課題。

町内会への加入率は、前回調査(平成28年調査)までは『増加傾向にある』が『減少傾向にある』を上回っていましたが、今回調査で逆転し、『減少傾向にある』町内会が大幅に増えています(図2-2-3)。

図2-2-3 「加入率」(平成24年・28年調査との比較)

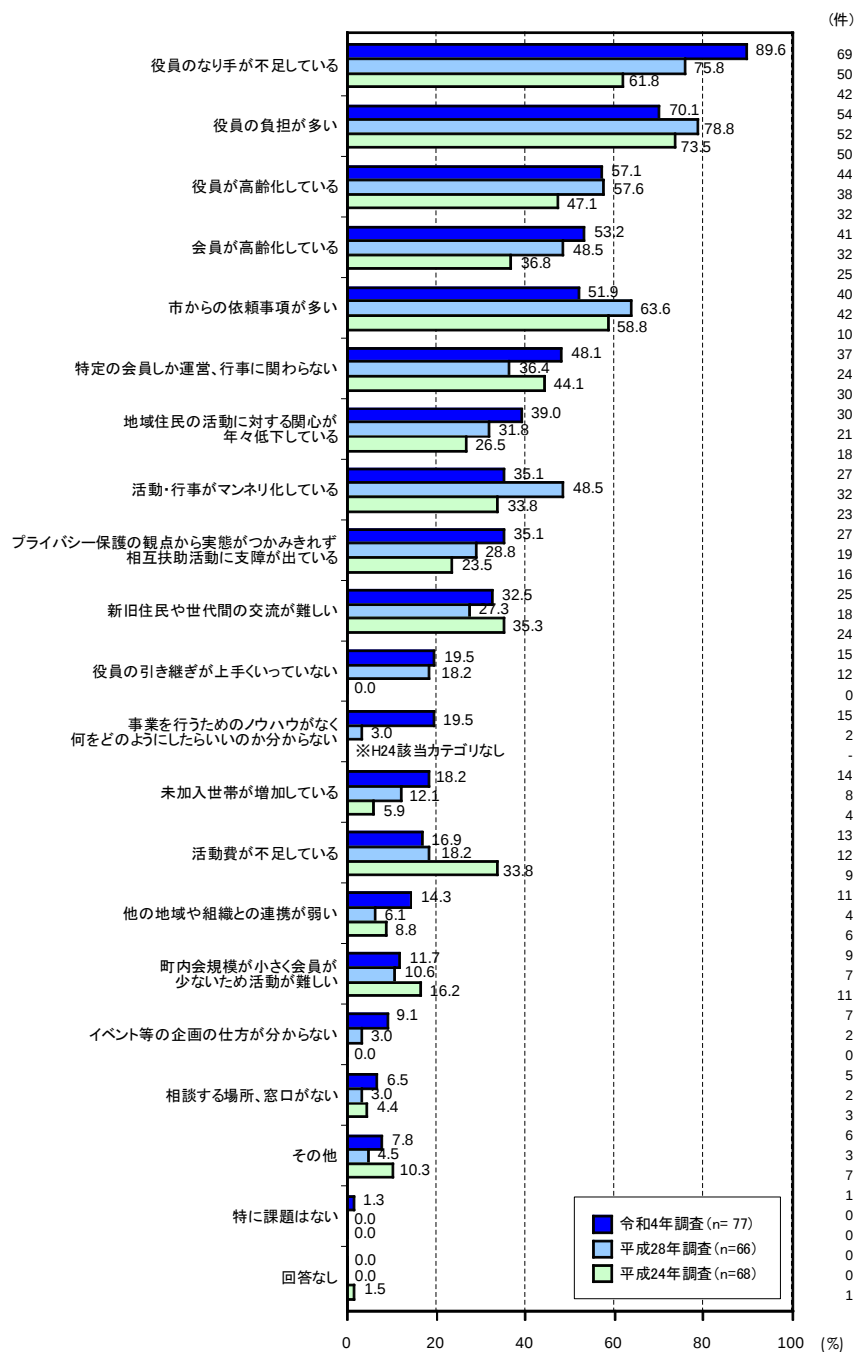


	『増加傾向にある』		『減少傾向にある』	
令和4年度	「かなり増加傾向にある(3.9%)」	「微増傾向にある(15.6%)」	「微減傾向にある(35.1%)」	「かなり減少傾向である(3.9%)」
	計 19.5%		計 39.0%	
平成28年度	「かなり増加傾向にある(4.5%)」	「微増傾向にある(21.2%)」	「微減傾向にある(4.5%)」	「かなり減少傾向である(3.0%)」
	計 25.7%		計 7.5%	
平成24年度	「かなり増加傾向にある(8.8%)」	「微増傾向にある(26.5%)」	「微減傾向にある(8.8%)」	「かなり減少傾向である(1.5%)」
	計 35.3%		計 10.3%	

③ほとんどの町内会が町内会活動を行う上での多様な課題を抱えており、中でも役員不足や役員の負担や高齢化など役員に関することが大きな課題。

「役員のなり手が不足している」(89.6%)をはじめ、「役員の負担が多い」(70.1%)や「役員が高齢化している」(57.1%)、「会員が高齢化している」(53.2%)など、全般的に役員に関することが町内会活動を行う上での主な課題としてあげられています(図2-2-4)。

図2-2-4 「町内会活動を行ううえでの課題」(平成24年・28年調査との比較) - 複数回答 -



④他団体との協働は前回調査(平成28年調査)よりも浸透。とくに他の町内会との協働は進んでいるが、事業者などとの協働意向を示す町内会もあり、マルチな協働の促進が必要。

他団体と「協働している」という町内会は66.2%で、概ね3分の2を占めています。前回調査(平成28年調査)と比べこの割合は14.7ポイント上昇しており、他団体と協働する町内会が増加しています(図2-2-5)。

また、他の団体と「協働したい」という町内会は54.5%で、これは前回調査の45.5%から9.0ポイント上昇しています(図2-2-6)。

図2-2-5 「町内会以外の団体との協働」(平成28年調査との比較)

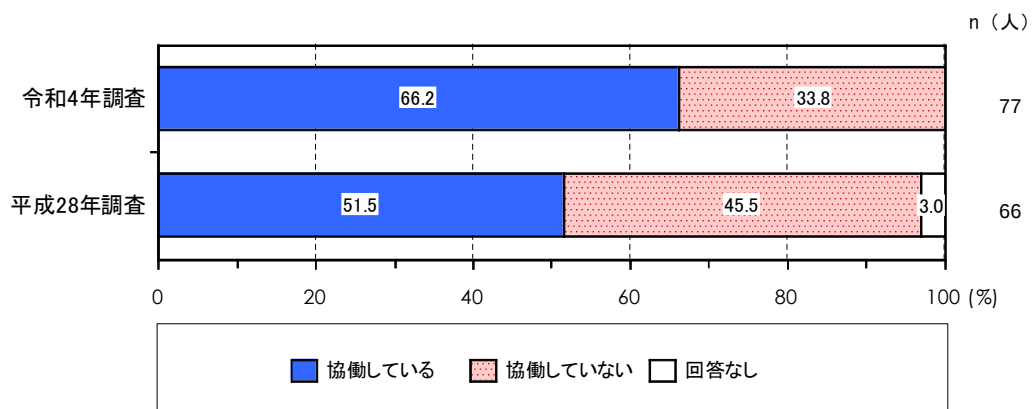
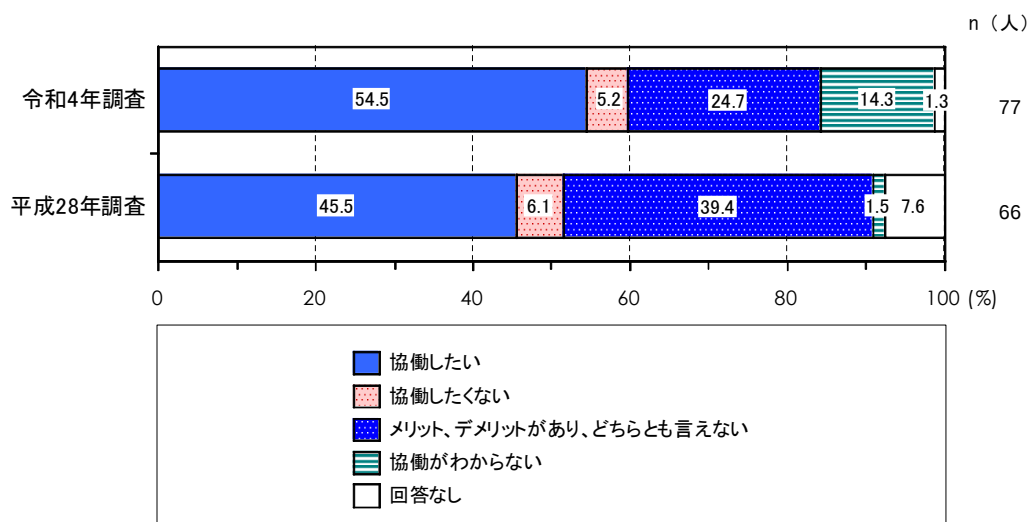


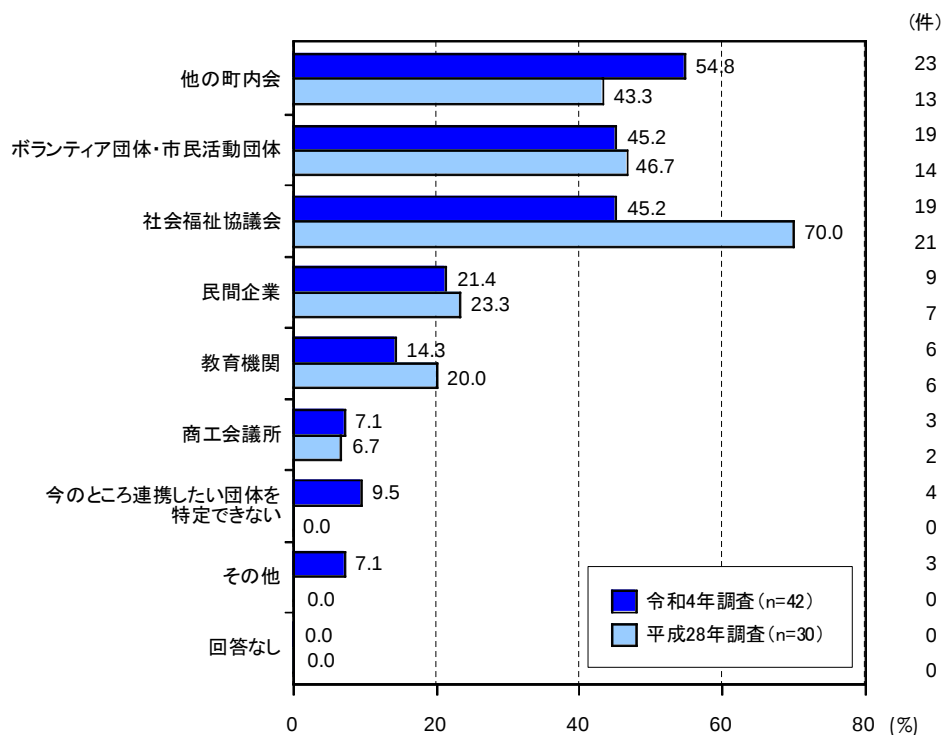
図2-2-6 「他団体との協働意向」(平成28年調査との比較)



「協働したい」と回答した 42 の町内会に対して、協働したい団体をたずねたところ、「他の町内会」が 54.8%で最も高く、次いで、「ボランティア団体・市民活動団体」および「社会福祉協議会(地区社協含む)」がともに 45.2%となっています(図 2-2-7)。

また、回答は比較的少数にとどまっているものの、「民間企業」(21.4%)、「教育機関」(14.3%)、「商工会議所」(7.1%)と協働したいと考えている町内会もみられます(図 2-2-7)。

図 2-2-7 「協働したい団体」(平成 28 年調査との比較) - 複数回答 -



3 市民活動団体の視点からみた市民協働のまちづくり

市民意向を反映した計画づくりに向けて、令和4年(2022年)9月に実施した「市民協働に関する市民活動団体アンケート」の結果から、市民活動団体の視点からみた市民協働のまちづくりの現状と課題を以下の7点に整理しました。

【市民協働に関する市民活動団体アンケート調査の概要】

- 調査対象:市民活動センター又は社会福祉協議会ボランティアセンターに団体登録している、市民活動団体398団体
- 調査方法:郵送による配布 郵送またはWebによる回収(どちらかを選択)
- 調査時期:令和4年(2022年)9月
- 回収状況:有効回収数 235票 有効回収率 59.0%

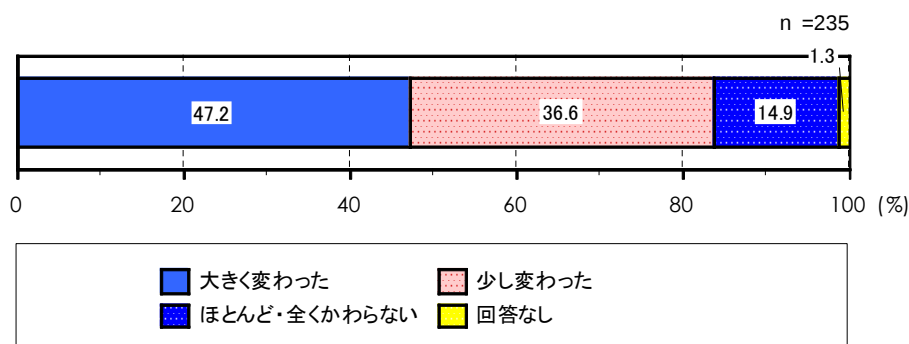
市民活動団体の視点からみた市民協働のまちづくりの現状と課題

- ① 新型コロナウイルス感染症は8割超の活動団体等の活動に影響を与え、今なお活動の制約を受けている団体もあるなか、コロナ禍後の社会に向けた活動の活性化が課題(図 2-3-1~3)。
- ② 人材・活動の場所・資金・情報の4つの経営資源のうち、「メンバーが高齢化している」など人材面の課題を抱えている団体が最多(図 2-3-4~7)。
- ③ 半数以上の団体は資金について特に課題としてとらえていない一方、事業活動から収入を得ている団体は収入が増えない・安定しないことが課題。それぞれの団体に適した支援が必要(図 2-3-5、2-3-8~9)。
- ④ 市の広報紙や市民活動センター情報誌など、紙媒体が主な情報源となっており、最新の情報が入手できるようWeb情報の充実と市民活動団体のICTスキルの向上が課題(図 2-3-10)。
- ⑤ 市民交流センターの充実が必要(図 2-3-11)。
- ⑥ 市民活動団体と地域団体、事業者との協働など多様な協働関係が生まれるような支援が課題(図 2-3-12~14)。
- ⑦ 市民活動補助制度のより一層の周知が必要(図 2-3-15)。

① 新型コロナウイルス感染症は8割超の活動団体等の活動に影響を与え、今なお活動の制約を受けている団体もあるなか、コロナ禍を経た社会に向けた活動の活性化が課題。

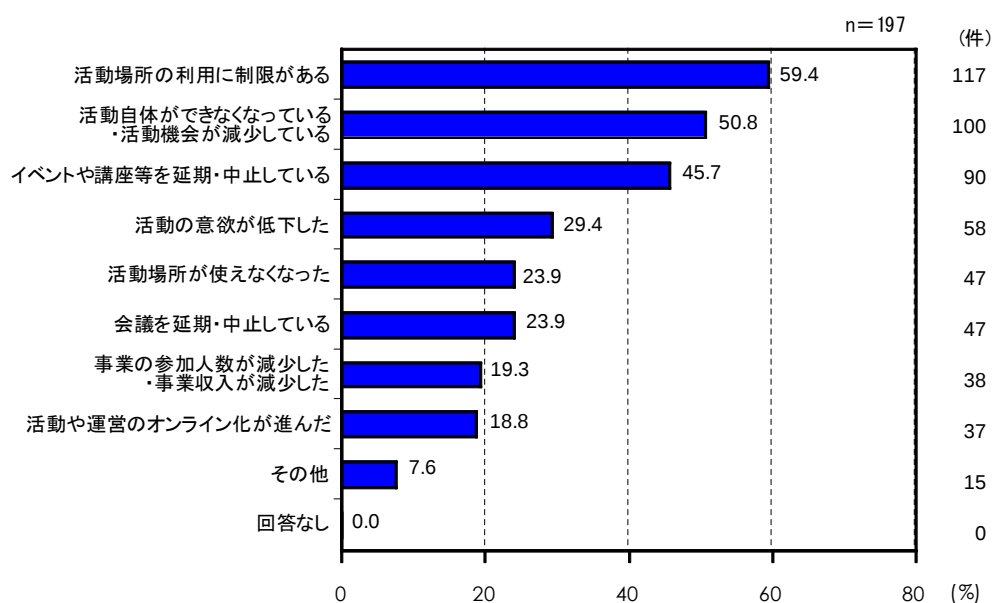
新型コロナウイルス感染症の感染拡大前と現在を比べて活動に「大きく変わった」と回答した団体は 47.2%(111 団体)と半数近くを占めています。「少し変わった」と回答した 36.6%(86 団体)と合わせると 83.8%と大多数の団体が活動に変化があったと回答しています(図 2-3-1)。

図 2-3-1 「新型コロナウイルス感染症による活動の変化の有無」



「活動場所の利用に制限がある」(59.4%)をはじめ、活動機会の減少やイベント等の延期・中止など新型コロナウイルス感染症によって活動に制約を受けている団体が多くなっています(図 2-3-2)。

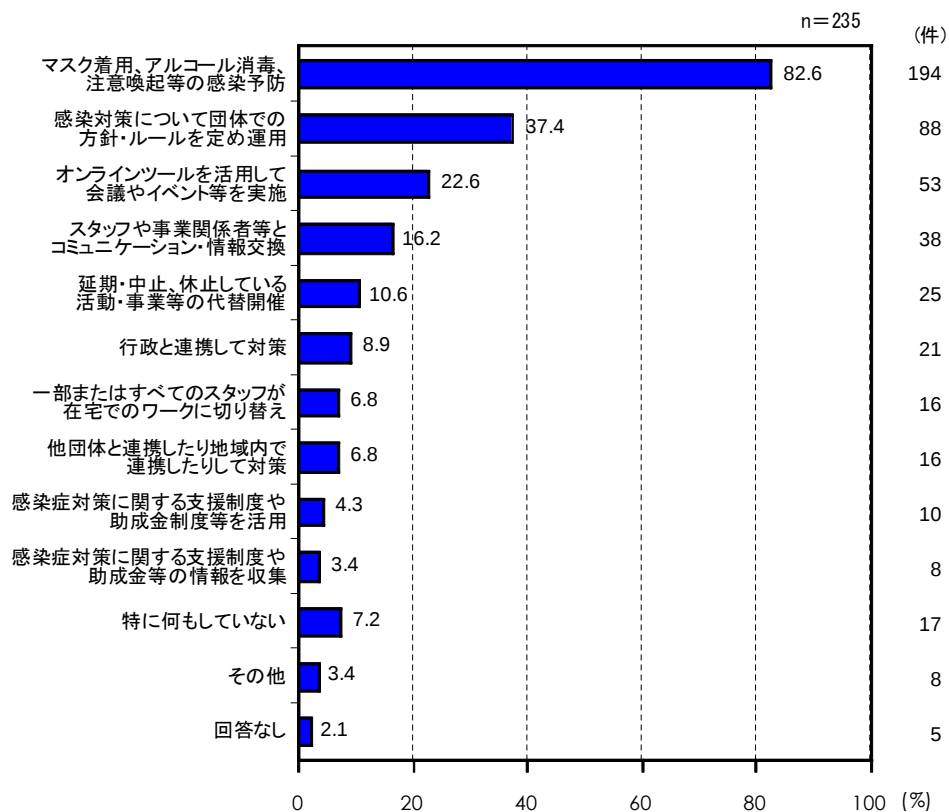
図 2-3-2 「新型コロナウイルス感染症による現状の変化」 - 複数回答 -



様々な感染防止対策を講じながら創意工夫を凝らして活動を継続している団体も少なくありません(図 2-3-3)。

コロナ禍を経た社会における市民活動やボランティア活動等を模索し、活動の活性化を図っていく必要があります。

図 2-3-3 「取り組んでいる工夫や対策」 - 複数回答 -



②人材・活動の場所・資金・情報の4つの経営資源のうち、「メンバーが高齢化している」など人材面の課題を抱えている団体が最多。

場所等に関しては、「活動のための道具を置く場所が不足している」(23.0%)や「電話・郵便物などを受ける決まった窓口(連絡先)がない」(21.7%)を課題ととらえている団体が多くなっています(図 2-3-4)。

資金に関しては、「自主的な事業活動による収入が増えない」(17.0%)や「収入が安定しない」(16.6%)、「会費や入会金が増えない」(14.5%)を課題ととらえている団体が多くなっています(図 2-3-5)。

これらに対して、情報に関しては、「自分たちの活動を効果的に広める方法がない」(43.8%)や「活動に参加したい人の情報が得にくい」(39.6%)、「活動を必要とする人や施設の情報が得にくい」(26.4%)を課題ととらえている団体が多く、活動場所等に関する課題や資金に関する課題に比べて割合が高くなっています(図 2-3-6)。

また、人材に関しては、「メンバーが高齢化している」(53.6%)が最も多く、活動場所や資金に関する課題に比べると高い割合を示しています。また、「新しいメンバーがなかなか入ってこない」(42.1%)、「運営スタッフが少なく特定の個人に責任や作業が集中する」(39.1%)を課題ととらえている団体が多くなっています(図 2-3-7)。

以上のように、活動の場所や資金面以上に、情報面の課題を抱えている市民活動団体が多く、さらに、情報面以上に人材面の課題を抱えている市民活動団体が多い状況にあります。

図 2-3-4 「場所等に関する課題」(平成 24 年・28 年調査との比較) - 複数回答 -

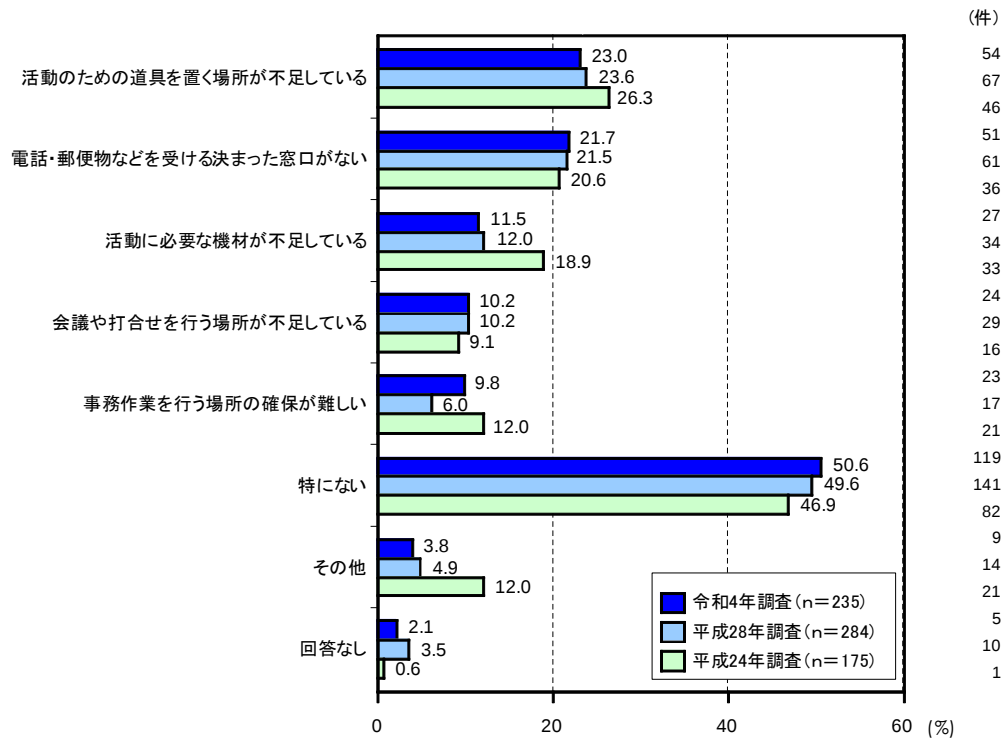


図 2-3-5 「資金に関する課題」(平成 24 年・28 年調査との比較) - 複数回答 -

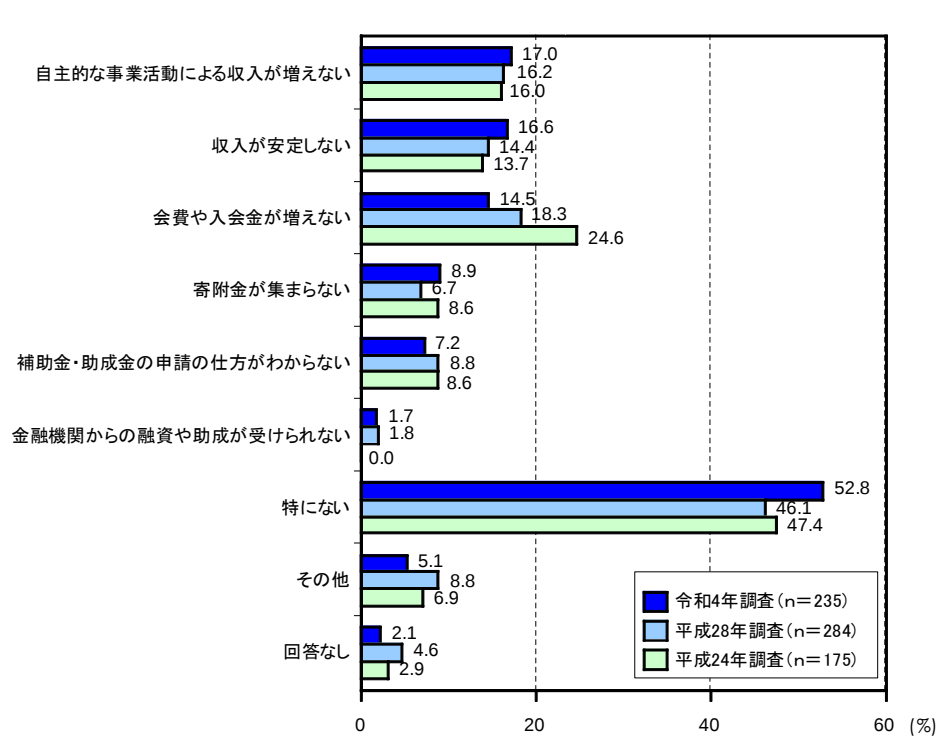


図 2-3-6 「情報に関する課題」(平成 24 年・28 年調査との比較) - 複数回答 -

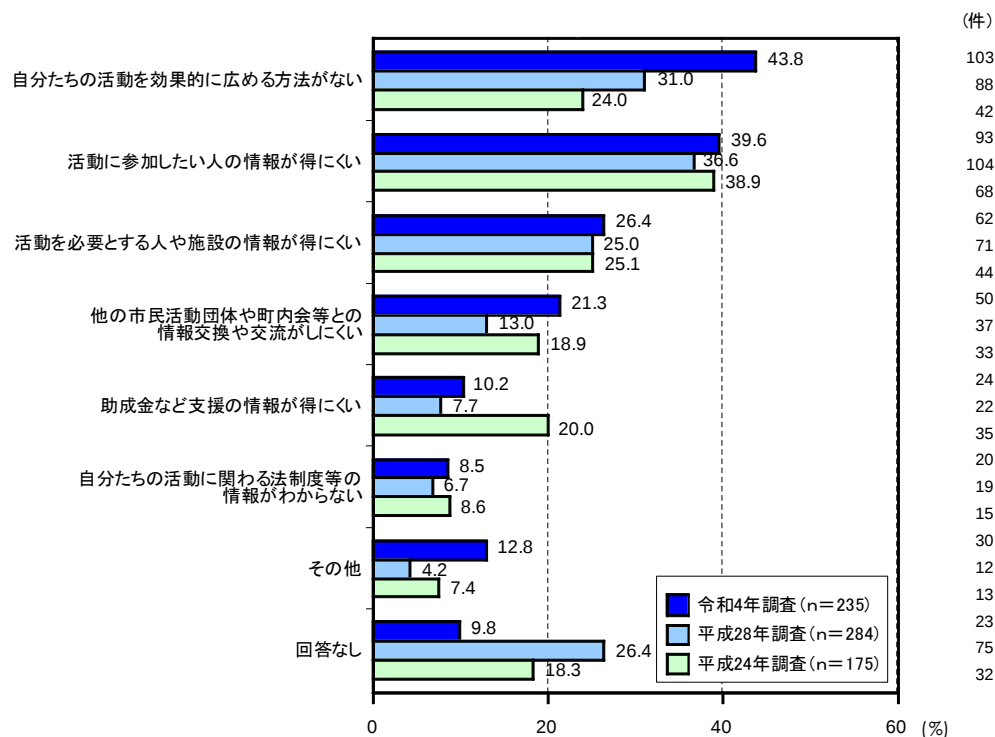
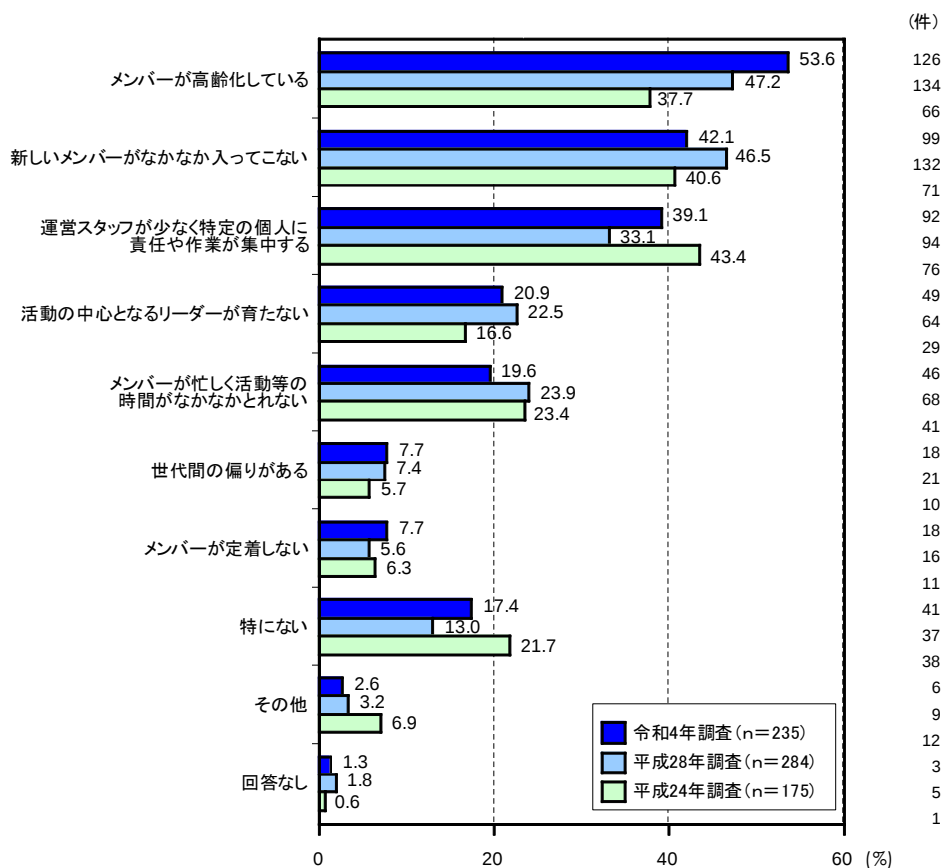


図 2-3-7 「人材に関する課題」(平成 24 年・28 年調査との比較) - 複数回答 -



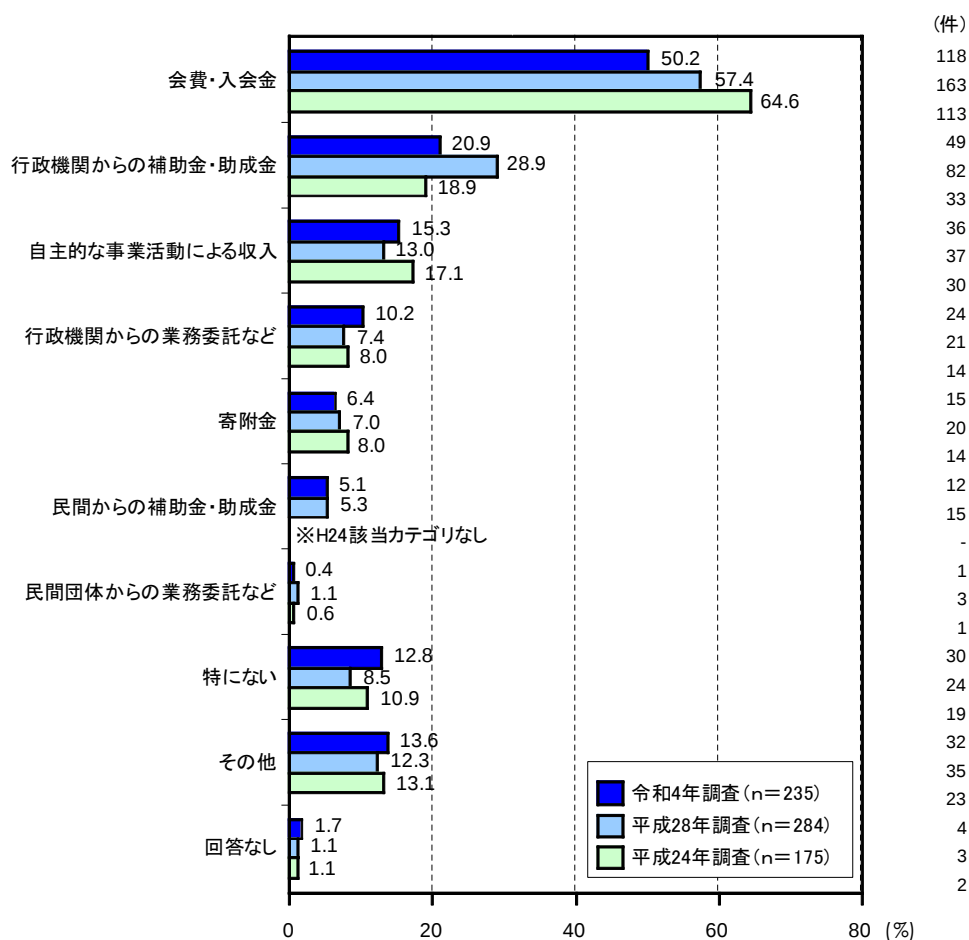
③半数以上の団体は資金について特に課題としてとらえていない一方、事業活動から収入を得ている団体は収入が増えない・安定しないことが課題。それぞれの団体に適した支援が必要(図 2-3-5、2-3-8～9)。

半数以上(52.8%)の団体は資金について特に課題としてとらえていません(図 2-3-5)。また、会費・入会金を得て活動している団体が約半数(50.2%)を占めていることを勘案すると、会費を主要な資金として活動する比較的小規模な団体が多いことがうかがえます(図 2-3-8)。

一方、「自主的な事業活動による収入」を得ている団体が 15.3%、「行政機関からの業務委託など」が 10.2%で、事業活動から収入を得ている団体が一定程度存在しています(図 2-3-8)。

資金面に関する課題として、「自主的な事業活動による収入が増えない」(17.0%)、「収入が安定しない」(16.6%)をあげる団体も一定程度存在しています(図 2-3-5)。

図 2-3-8 「資金の調達先」(平成 24 年・28 年調査との比較) - 複数回答 -



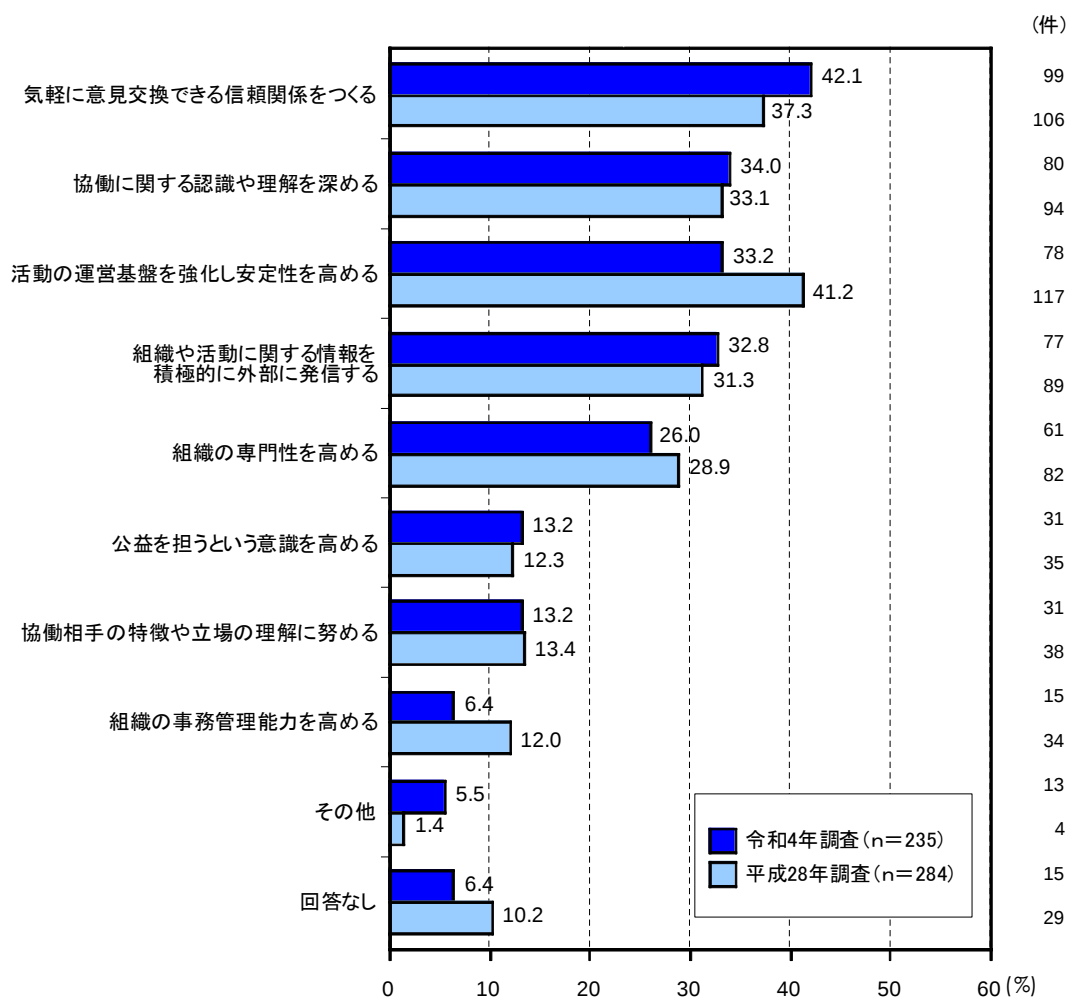
市民活動団体やボランティア団体自身が実施する必要があると考えている取組みとしては、「気軽に意見交換できる信頼関係をつくる」(42.1%)、「協働に関する認識や理解を深める」(34.0%)が上位を占めているものの、「活動の運営基盤を強化し安定性を高める」に 33.2%の団体が回答しています(図 2-3-9)。

以上のことから、比較的小規模な団体では、②に示すような情報面や人材面での課題解決につながる支援が求められることに加え、事業収入を得て活動するような団体に対しては、自活・自立した活動を展開していくための支援も必要と考えられます。

それぞれの団体に適した支援が求められています。

図 2-3-9 「市民活動団体やボランティア団体として必要な取組」

(平成 28 年調査との比較) - 複数回答 -

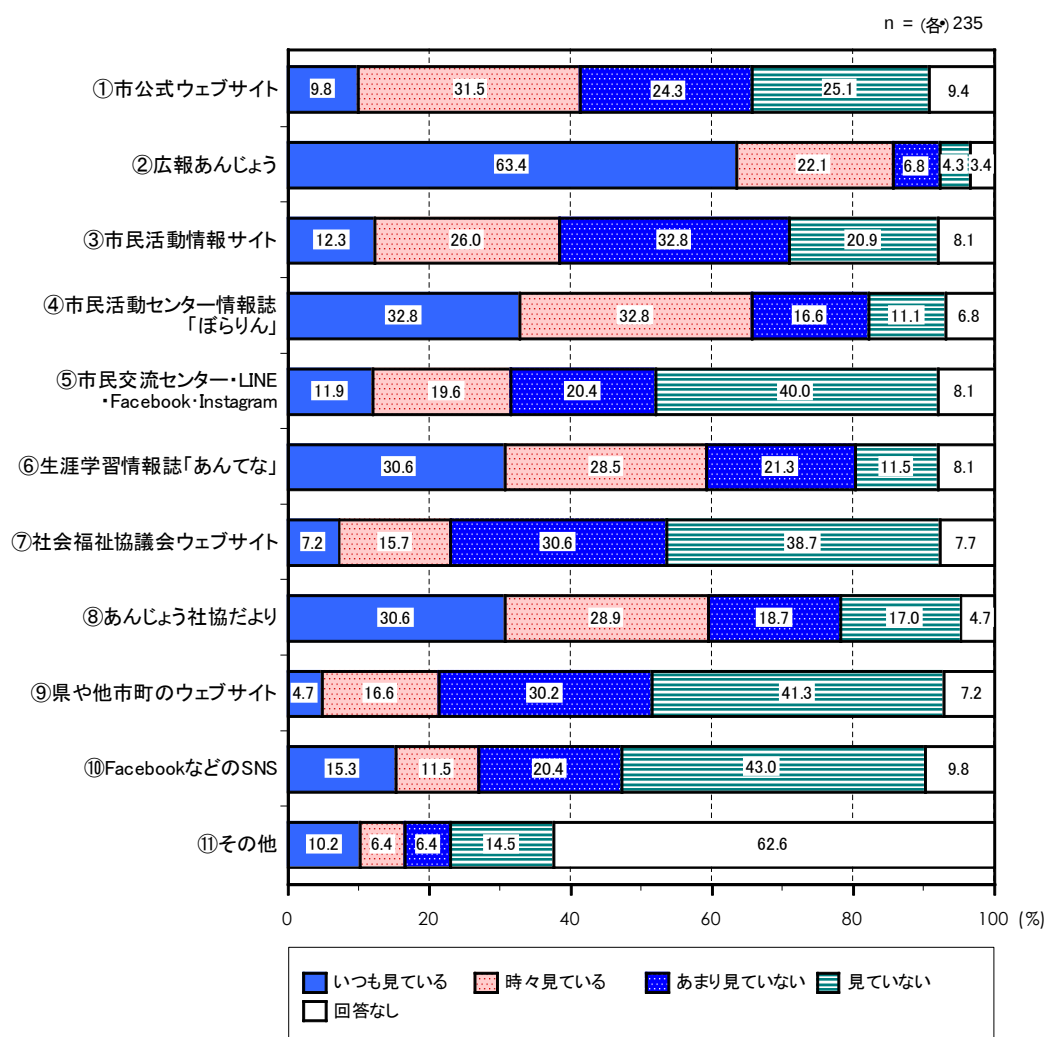


④市の広報紙や市民活動センター情報誌など、紙媒体が主な情報源となっており、最新の情報が入手できるようWeb情報の充実と市民活動団体のICTスキルの向上が課題。

活動に必要な情報の入手先として、8割以上の団体が「広報あんじょう」を見ていると回答しています。このほかでは、「市民活動センター情報誌『ぼらりん』」や、「生涯学習情報誌『あんでな』」、「あんじょう社協だより」に比較的多数の回答があり、いずれも紙媒体からの情報入手が中心となっています(図 2-3-10)。

この理由としては、市民活動団体の役員等の中には高齢者が多く、Web情報になじみがないことが考えられます。このため、Web情報の充実を図ることに加え、市民活動団体のICTスキルの向上を図っていく必要があると考えられます。

図 2-3-10 「活動に必要な情報の入手先」

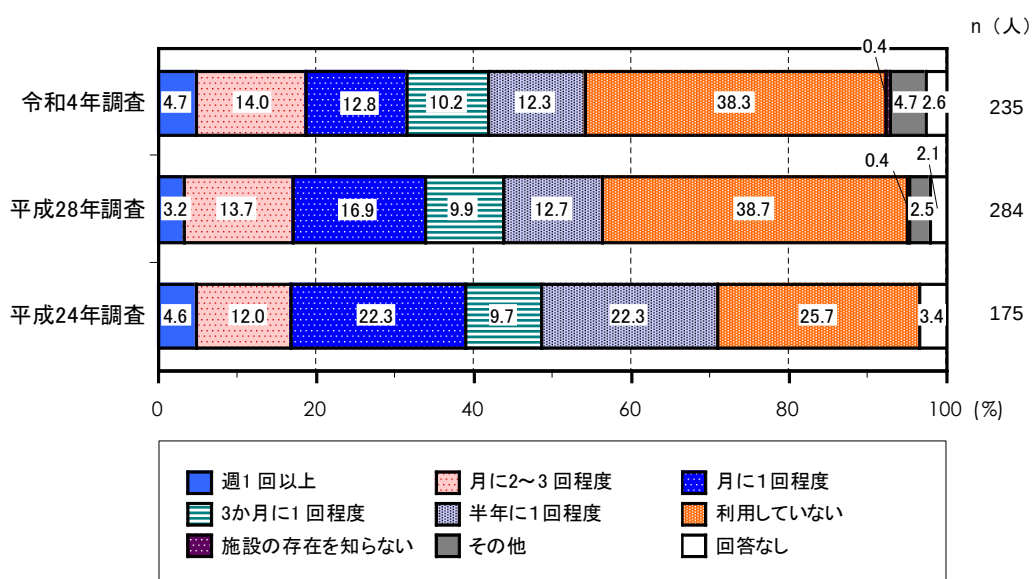


⑤市民交流センターの充実が必要。

市民活動の拠点である市民交流センターの利用頻度は前回調査(平成 28 年調査)と比べて大きな変化はみられません(図 2-3-11)。

市民交流センターが市民活動団体にとってより魅力的で利用したくなるような施設となるよう充実を図る必要があると考えられます。

図 2-3-11 「市民交流センターの利用頻度」(平成 24 年・28 年調査との比較)

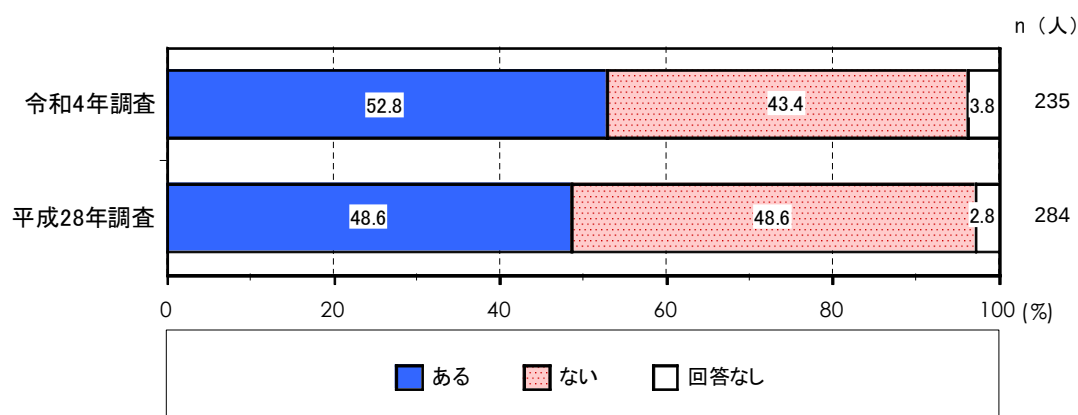


※平成 24 年調査 : 「その他」なし

⑥市民活動団体と地域団体、事業者との協働など多様な協働関係が生まれるような支援が課題。

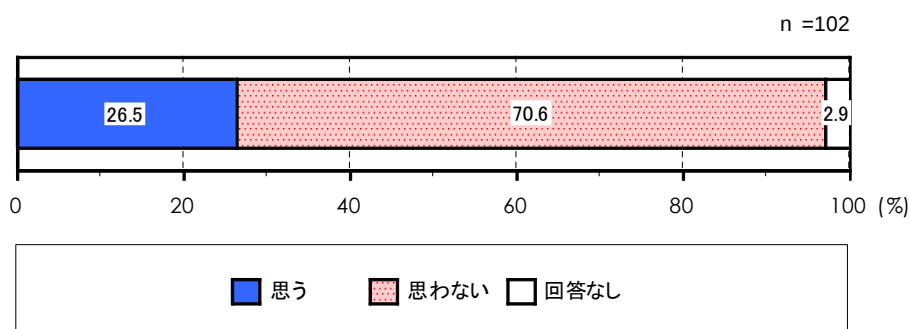
市も含めた他の市民活動団体等との協働の経験がある市民活動団体はほぼ半数(52.8%)を占めています(図 2-3-12)。

図 2-3-12 「市・他団体等との協働の有無」(平成 28 年調査との比較)



協働の経験がない団体のうち、他団体や市等との協働意向を持っている団体は26.5%とあまり多くありません(図 2-3-13)。

図 2-3-13 「他団体との協働意向」



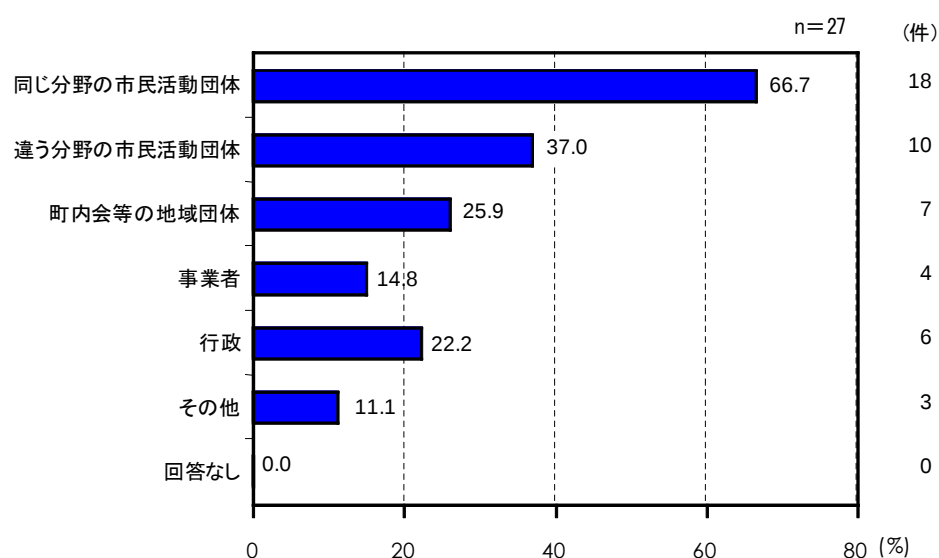
※「他団体と協働して活動したことがない」と回答した 102 団体が対象

今後、他団体との協働を進めたいという市民活動団体のうち、半数以上(66.7%)は「同じ分野の市民活動団体」と協働をしたいと回答していますが、「違う分野の市民活動団体」(37.0%)や「町内会等の地域団体」(25.9%)との協働を望む市民活動団体も一定程度みられます(図 2-3-14)。

以上のことから、協働の必要性や効果(メリット)を多くの団体に知ってもらう機会をつくるなどによって協働の輪を広げていく必要があります。

また、協働による相乗効果を生むため、地域団体同士や市民活動団体同士、地域団体と市民活動団体はもとより、事業者と地域団体、事業者と市民活動団体など多様な主体をマッチングする機会の充実を図ることが求められます。

図 2-3-14 「協働したい団体」 - 複数回答 -

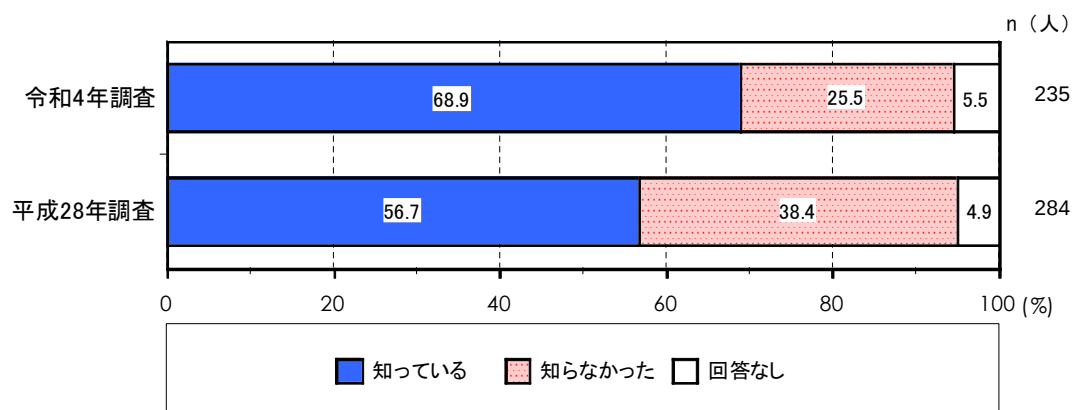


⑦市民活動補助制度のより一層の周知が必要。

市民活動補助制度の認知度は、前回調査(平成 28 年調査)の 56.7%から今回調査では 68.9%に高まっていますが、「知らなかった」という団体も 25.5%を占めています(図 2-3-15)。

制度の周知を図っていくこと、より使い勝手のよい制度に改善していくことも求められています。

図 2-3-15 「市民活動補助制度の認知」(平成 28 年調査との比較)



4 第2次推進計画の主な達成状況と主要課題

(1) 第2次推進計画の成果指標の達成状況

第2次推進計画の基本方針1から5に掲げられた5つの成果指標について、令和4年(2022年)9月に実施した市民協働に関するアンケートの結果等を基にした、成果指標の達成状況は以下のとおりです。

表 2-4-1 第2次推進計画の成果指標の達成状況

【評価基準】

達成	令和5年度の目標値に達している
A	令和5年度の目標値に達していないが、平成28年度の実績値よりも改善している
B	平成28年度の実績値から横ばいである
C	平成28年度の実績値よりも後退している

成果指標	実績値 【平成28年度】	現状値 【令和4年度】	目標値 【令和5年度】	評価結果
(1)市民活動・ボランティア活動に参加したことがある市民の割合	21.6 %	35.6%	26 %	達成
(2)市民活動センターの登録団体数	385 団体	445 団体 (R5.3 月末)	430 団体	達成
(3)市内の NPO 法人数	38 団体	37 団体 (R5.3.7)	45 団体	C
(4)協働という言葉の認知度	38.3 %	41.7%	66 %	A
(5)市民参加・市民活動支援に対する満足度	25.9 % (H27 年度)	32.3% (R3 年度)	38 %	A

(2) 第1次・第2次推進計画の主な達成状況

第1次推進計画及び第2次推進計画で掲げた施策・事業の達成状況は、以下のように要点整理できます。

【第1次安城市市民協働推進計画の主な達成状況】

“スタートアップ事業として掲げた事業は計画どおりすべて実施”

①市民活動補助制度が創設

- 市民提案型事業や行政提示型事業によって市民活動や市と市民の協働事業が進展
- 公開成果報告会の開催を通じて活動成果を共有

②市民協働推進基金(マッチングギフト方式)の創設(平成25年度(2013年度))

③まちづくり人養成講座(初級編・中級編)の開催(平成25～28年度(2013～2016年度))

- 修了生を核として、任意団体『安城市市民協働サポータークラブ』が発足
- 団体と団体を結びつけるマッチング機能を果たす中間支援組織として期待

④協働事業事例集『協働ハンドブック あんじょう「コネクト」』発行(平成25年度(2013年度))

- 行政との協働事業として作成され、市公式ウェブサイトにもアップロード

⑤職員向け市民協働研修の開催(平成25～26年度(2013～2014年度))

- 「職員向け研修」及び「まちづくり人養成講座」を修了した職員数約40名

【第2次安城市市民協働推進計画の主な達成状況と新たな動き】

“ステップアップ事業はすべて着手。コロナ禍でも健闘”

①コロナ禍で事業展開上の制約があったものの、8割以上の事業が評価A

(コロナ禍における取組が実施できた)

②チャレンジしていく事業や新規性のある事業として掲げた10の「ステップアップ事業」はすべて着手

③コロナ禍で交流会や成果報告会の開催をオンラインにせざるを得なかったが、市民活動団体等の動画作成やオンラインによる発表スキルの向上につながりつつあるという副次的効果も生まれている

④平成25年度(2013年度)に創設された市民活動補助制度のバージョンアップ

- 「市民提案型事業」と「行政提示型事業」に加え、令和元年度(2019年度)より新規に「協働提案型事業」を設置
- 令和3年度(2021年度)実施事業より書類審査のみの市民提案型スタート事業を追加。また、「行政提示型事業」を「行政協働型事業」として、団体からの提案による事業を行政との協働事業として拡充。申請件数も大幅に増加

⑤新たな協働概念である共創・協創※がスタート

- 公民連携フロントや高校生生活応援プロジェクト、アーバンイノベーションあんじょうといった「共創」、マチナカプレイスメイキングなどといった「協創のまちづくり」がスタート

※共創:企業が、消費者や協力関係にある企業などと「共に」、新しい価値を持つ商品やサービスを「創」りあげていくこと。

※協創:市民、地域団体、市民活動団体、事業者及び市が地域の課題を解決するために、それぞれの特性を活かして補いあい、お互いに「協」力しながら、まちやまちのつかい方を「創」りあげていくこと。

(3) 市民協働推進に向けた主要課題

これまでで整理した事項などを踏まえ、今後に向けての主要課題として次のような点をあげることができます。

【安城市における協働推進の今後に向けての主要課題】

- ① 潜在的に数多くいるボランティア活動・市民活動へ参加したいと思っている市民を顕在化させること(参加のきっかけづくり)
- ② 市民協働に関する知識を深め、理解促進を通じたボランティア活動・市民活動への参加促進と協働の担い手となる人材づくり
- ③ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で停滞した市民活動の活性化を図ること
- ④ 町内会の活動と組織の持続的な運営のための支援
- ⑤ 団体と団体を結びつけ多様な協働を創り出していくコーディネート機能の充実と新たな市民活動を生み出していく相談支援機能の充実
- ⑥ 初期段階の活動から自活・自立した活動まで、それぞれの活動団体のステージやニーズに応じた市民活動団体の支援
- ⑦ 多様な市民ニーズとより困難な地域課題に对应していくための、地域団体・市民活動団体・事業者などの多様な主体による市民協働の促進(共創・協創を含めたマルチパートナーシップの促進)



第3章 安城市がめざす市民協働の姿

1 基本目標と第3次推進計画策定のポイント

(1) 基本目標

本計画は、安城市市民協働推進条例で掲げている「市民協働によるまちづくりの推進」という目的を具現化し、その目的を達成するための計画です。このため、第2次推進計画では、条例の目的に合わせて「市民協働によるまちづくりの実現」を基本目標として描き、市民協働を推進してきました。

本計画においてもその基本目標を継承していくものとします。

基本目標

市民協働によるまちづくりの実現

なお、安城市市民協働推進条例では、次のように基本理念を設定しています。本計画においても引続きこの基本理念に基づき、市民協働を推進していくこととします。

安城市市民協働推進条例（抜粋）

（基本理念）

第3条 市民協働は、次に掲げる理念にのっとり推進するものとする。

- (1)互いに自立し、自主的に行動すること。
- (2)互いを尊重し、対等な関係を保つこと。
- (3)互いの考えを理解するよう努め、特性を生かすこと。
- (4)目標を共有し、その達成に努めること。
- (5)情報の公開に努め、透明性を確保すること。
- (6)活動を互いに評価し、改善に努めること。

(2) 第3次推進計画におけるチャレンジ目標

第2次推進計画の計画期間中に新型コロナウイルスが発生しました。また、少子高齢化等を背景に、昨今は、複合的な地域生活課題を抱えている個人・家庭が増えています。これらに象徴されるように、現代社会は複雑性、不確実性がますます高まってきており、地域課題や行政課題の解決においては、市民と行政との協働といった従来型の協働概念をアップデートしていくことが求められます。そして、新たなステージの協働概念、新たなテクノロジーやデザイン思考※、ビジネス的な手法などを活用して社会的課題を解決していく新たなアプローチによる価値創造型の協働によるまちづくりを進めていく必要があります。

※デザイン思考: デザイナーやクリエイターが業務で使う思考プロセスを活用し、前例のない課題や未知の問題に対して最適な解決を図るための思考法

そこで、以下に示す事項を本計画期間中のチャレンジ目標として掲げ、共創・協創概念を含めた多様な主体との協働により、複雑化・多様化している地域課題や行政課題の解決につながるような協働まちづくり(マルチパートナーシップ)を目指していくものとします。

そして、基本目標「市民協働によるまちづくりの実現」を具現化していくものとします。

チャレンジ目標

新たな価値創造に向けて……マルチパートナーシップ型協働への進化

(3) 第3次推進計画策定の重要ポイント

第2次推進計画では、「1. 成果指標の設定」、「2. 自立した市民活動」、「3. 市民活動団体と市との協働の更なる推進」、「4. 団体同士の協働の推進」の4つの重要ポイントを提示して、これに基づき施策体系を作成し、市民協働の推進のための施策を策定しました。

本計画では、第2次推進計画で提示した4つの重要ポイントを継承しつつも、第2章で整理した「安城市における協働推進の今後に向けての主要課題」(p36)と前ページで掲げた基本目標を勘案し、以下の5点を重要ポイントとして提示するものとします。

1. 成果指標の設定

計画の成果を把握するため、基本方針ごとに数値目標を設定し、これに基づき計画的に施策・事業を推進します。

2. 各団体のステージやニーズに応じた支援

生きがい等をモチベーションとした小規模な市民活動団体や初期段階の市民活動団体から、専門性が高く、経済的にも自立した組織基盤がしっかりとした団体の発展を目指した市民活動団体まで、それぞれの活動団体のステージやニーズに応じた市民活動団体の支援を進めます。

3. 地域団体・市民活動団体と市との協働の更なる推進

地域課題はより身近なところで地域団体や市民活動団体等が主体になって解決していくという補完性の原則を基本としながらも、行政課題として取り組むべき地域課題については、協働して取り組むことでこれまで以上の成果が期待される施策・事業を中心に、地域団体や市民活動団体等と市との協働を進めます。

4. 団体同士の協働の促進

様々な地域課題の解決に向け、地域団体と市民活動団体、地域団体と事業者、市民活動団体と事業者、地域団体同士、市民活動団体同士など、多様な協働を促進します。

5. 協働のまちづくりのイノベーション※となる共創の場・機会づくり

ますます複雑化し、不確実性が高まってきている様々な地域課題や行政課題の解決に向け、新たな価値を生み出し、社会・経済に変革を起こすような多様な協働が生まれるような共創の場・機会づくりを進めます。

※イノベーション: 技術革新のみならず、商品やサービスまたはビジネスモデルに従来とは違った仕組みや技術を組み合わせることで、今までにない革新的な価値を生み出し、社会に大きなインパクトをもたらすこと。

2 基本方針

【基本方針1】 地域活動・市民活動 に関する理解促進

- 市民協働を進めるためには、地域活動や市民活動に対する多くの市民の理解が必要不可欠です。このため、多様な手法・媒体を通して、地域活動や市民活動、市民協働に関する情報をわかりやすく提供することで市民の協働意識の醸成を図ります。
- 事例紹介やフォーラムなどの開催を通じて、地域課題解決型の地域活動や市民活動、市民協働の必要性や意義などに関する理解促進を図ります。

【基本方針2】 協働の担い手づくり

- 地域活動や市民活動を支える土台は人材(人財)です。このため、活動の参加のきっかけとなる多様な情報や機会、活動に関する様々な学習機会を提供し、市民が地域活動や市民活動を支え合い、育て合う輪を広げます。
- 市民協働に関する市職員の意識改革・スキルアップを図るための研修の実施や市職員の地域活動・市民活動への主体的参加を促進することを通じて、市民と共に考え、共に汗を流すという職員を育成します。

【基本方針3】 活動場所の整備と 団体に対する支援の充実

- 市民協働や市民活動を活性化するには、市民活動団体が会議や作業などの活動をする場が必要不可欠です。そこで、団体の活動拠点施設がより一層使いやすい施設となるよう管理・運営するとともに、市民活動の支援拠点施設間の連携を強化し、支援機能の充実を図ります。
- 協働による地域課題解決に向けた公益活動が市内各所に広がり、定着していくようにするため、地域団体や市民活動団体、事業者など様々な主体による活動に対する支援や交流・対話の機会の提供を進めます。

**【基本方針4】
資金的・組織的な
支援の充実**

- 地域活動や市民活動、市民協働を進めていく上で、活動資金の確保と組織体制の強化が必要不可欠です。活動資金の側面と組織運営体制の強化という側面から、地域活動や市民活動の発展的な展開と組織力の強化及び組織運営の自立と持続化を支援します。

**【基本方針5】
マルチパートナーシップ
の促進**

- ますます複雑化し、不確実性が高まってきている様々な地域課題を解決していくためには、市民と行政との協働といった従来型の協働では限界があります。本市はもとより、市民、地域団体、市民活動団体、事業者といった多様な主体が役割を分かち合いながら連携・協働していくマルチパートナーシップを展開します。
- 市民活動団体が課題解決に取り組んできた地域課題を行政課題として捉えることに努め、市民活動団体と市との協働の機会を積極的に増やすとともに、多様な協働を促進していくための情報提供、マッチング機会の提供、活動支援などの施策・事業を推進します。



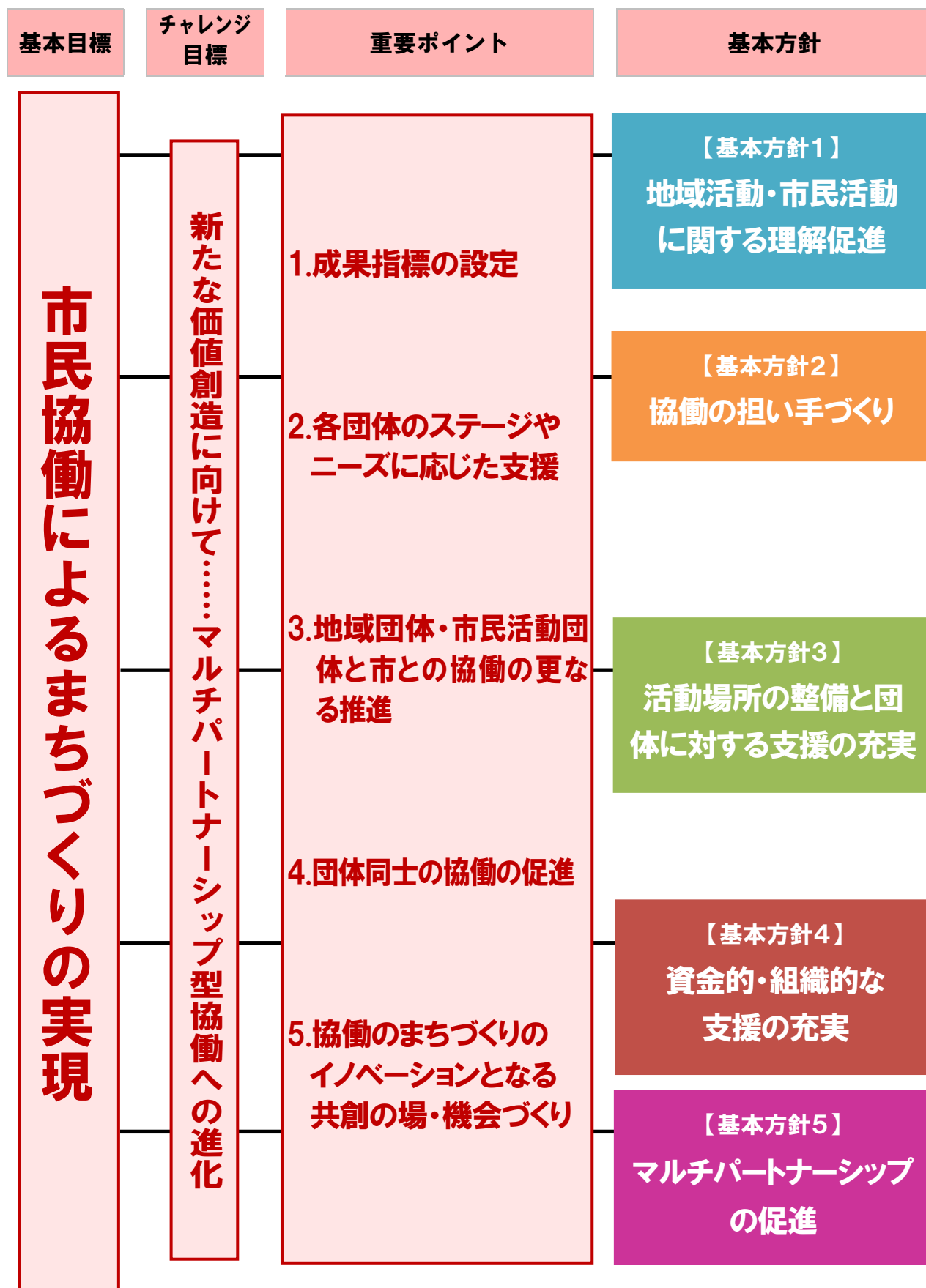
第4章 市民協働推進のための施策

本章では、第3章で掲げた5つの基本方針に沿って、本計画期間内に進めていく施策を体系的に示し、施策内容を提示します。

なお、別冊として取りまとめるアクションプラン(推進事業)については、第3章で示した本計画のポイントを踏まえつつ、この施策体系に基づき策定するものとします。

また、計画の推進にあたっては、町内福祉委員会といった地域団体との協働により地域福祉活動を進めている安城市社会福祉協議会の活動を欠かすことはできません。そこで、アクションプラン(推進事業)では、社会福祉協議会が進める事業のうち、本計画との関連性が強いものを「社会福祉協議会の関連事業」として扱い、安城市社会福祉協議会と連携して市民協働を推進します。

1 第3次推進計画施策体系



※アンダーラインは、チャレンジ目標に基いた
新規性のある事業

基本施策

推進事業（アクションプラン例示）※別冊扱い

（１）地域活動・市民活動に関する 情報発信・共有

多様な媒体や機会を通じた市民活動や協働等に関する情報発信／マスコミへの情報発信の支援／市民投稿掲示板の利活用／ボランティア活動に関する情報発信

（２）地域活動・市民活動に関する 理解促進

市民活動事例や多様な主体による協働事例の発表会等の開催／協働等事例集・チラシの発行／町内会に関する情報提供

（１）地域活動・市民活動への 参加のきっかけづくり

市民協働等に関する情報発信や出前講座の実施／市民活動啓発イベントの開催／子ども地域ボランティア活動の推進／被災地ボランティア活動に対する支援／ボランティア体験プログラムの開催

（２）地域活動・市民活動の担い 手づくり

市民活動入門講座の開催／シルバーカレッジの開催／ボランティア養成講座の開催

（３）協働に対する市職員の理解・ 参加促進

職員向け市民協働研修の実施／職員の地域活動・市民活動への自主的・主体的参加の推進

（１）市民活動の拠点整備と支援機 能の充実

ふれあい補償制度の運用／市民活動センターの相談・コーディネート機能の充実と利活用促進／支援拠点施設同士の連携強化／生涯学習ボランティアセンター・青少年ボランティア活動センターの運営／アンフォーレの運営／地区公民館の運営／福祉センターの運営／ボランティアセンターにおける相談・コーディネート機能の充実

（２）地域課題解決につながる地域活 動・市民活動の促進

団体同士がつながる交流会の開催／町内会長意見交換会・情報交流会の開催／市民企画講座の充実／町内福祉委員会研修会の開催／地域福祉活動を推進するための研修会の開催／生活支援ネットワーク会議の開催

（１）補助金など活動資金面の支援

市民活動補助制度の運用／町内会等補助制度の運用／民間助成制度に関する情報提供の実施／地域福祉活動に関する助成制度の運用

（２）団体の組織基盤整備に関す る支援

スキルアップ講座の開催／市民活動団体運営支援／町内会運営支援

（１）地域団体や市民活動団体と 市との市民協働の推進

地域団体や市民活動団体、市との協働事業の推進

（２）イノベーションとなる共創の 場・機会づくり

公民連携事業など共創の推進／あんじょうSDGs共創パートナー制度の運用／共創のまちづくり-マチナカプレイスメイキング事業／三河安城駅周辺パワーアップ再生プロジェクト／若者等の参加・共創の場・機会づくり